

令和4年

第4回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和4年12月1日

閉会 令和4年12月20日

忠岡町議会

令和4年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月1日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和4年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第4回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和4年第4回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、東忠岡こども園の新園舎が完成し、10月11日から子どもたちの保育も新園舎で行っております。この新園舎建築に際しまして、本町地元業者であります朝日ウッドテック様より、ほぼ床全面に当たるフローリング材をご寄附頂きました。この場をお借りい

たしまして、心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

子どもたちも真新しい園舎に大変喜んでおり、このコロナ禍の中、子どもたちの大きな笑い声と笑顔は我々大人たちにも元気と癒しを与えてくれており、町内にも活気が戻りつつあると感じております。

また現在、サッカーワールドカップがカタールで開催しており、日本も出場しております。何より予選第1戦では、戦前の予想をひっくり返し、過去4回優勝している強敵ドイツに逆転勝ちを収めたことは、我々国民にとって大きな勇気と感動を与えてくれました。日本時間明日午前4時から同じく優勝経験のある強敵スペインとの対戦がございます。予選1勝1敗の日本にとってスペインからの勝利は非常に難しいと思いますが、ぜひ劇的な勝利を収め、決勝トーナメントに進んでいただきたいと思います。

本定例会には、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定や一般会計補正予算などの議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、11番・勝元由佳子議員、12番・河野隆子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より12月20日までの20日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月20日までの20日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。ただいまより、例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和4年9月28日及び10月26日に行いました内容で、帳簿等は、それぞれ同年8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田善臣議員）

次に、私のほうから1件ご報告いたします。

先日開催されました令和4年決算審査特別委員会の委員につきまして、令和4年10月17日付で二家本英生議員より委員辞任の申出があり、即日辞任を許可し、また、同日付で二家本英生議員に代わり河野隆子議員を決算審査特別委員会委員に指名いたしました。ここにご報告いたします。

なお、委員長には河野隆子議員が就任されましたので、併せて報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

おはようございます。呈祥会・大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、第6次忠岡町総合計画基本目標、便利で生活しやすいまち、施策の展開の方向（4）環境保全の促進の中のネズミや害虫の駆除、ペット飼養マナーの向上などの指導、啓発に努めることについての質問にまいります。

令和3年第3回忠岡町議会定例会において一般質問した猫についてお聞きします。大阪府動物愛護管理センターにて、人と猫との共生を考えるハンドブックを頂きました。そこ

には、人とともに共生できる社会にしていくためにはどうすればよいのか、皆さんと一緒に考えていくため、第1章では猫の飼い方について、第2章では野良猫との付き合い方、そして遺棄虐待、第3章では地域猫活動とはという内容が掲載されています。また、令和3年度9月には、この管理センターが発行したチラシ、動物と楽しく暮らすことを東忠岡小学校では配布されていました。果たしてこの情報はどこまで住民の方に伝わっているのでしょうか。

道路に面した中学校のフェンスに掲示されている看板には、忠岡町と書かれ、「猫に迷惑しています。猫を捨てないで。猫に餌を与えないで。ペットのふんは飼い主の責任」といった注意勧告がされていますが、この表現だと受け手によって誤解を生みかねません。まずは、このハンドブックに書かれている正しい情報を住民に理解してもらうことが必要だと感じています。

現在、忠岡町の道路や公園、住居内に多くの猫がうろうろ歩き回っている。猫が家の庭でふんをしていること。また、岸和田住民の方々から、忠岡町にいる猫が岸和田の餌やりをしているところに来ているため、困っている話も耳にするようになってきています。忠岡町としてこの課題についてどのように対策を取っていくか、お考えをお示してください。併せて、今年度の猫の相談件数、相談内容、どのような対応をされているのかも教えてください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

町内の猫に対する忠岡町の対応ですが、猫関連の相談や苦情がございます。今年度では、現在2件で、猫被害の苦情や相談内容については、猫が敷地に入り、ふんをする。野良猫に餌を与えている方がいるといった苦情相談がありました。このような相談に対して、猫が寄りつかないような対策をお願いするなどの個別対応、ハンドブックの配布や、管轄の相談窓口である泉佐野保健所を案内するなど大阪府との連携を図り、対応している現状でございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。相談件数は少ないとのことですが、それが必ずしも問題なしとは言いきれません。違う市町で猫のTNR活動のボランティアをしている方が、忠岡町に住んでいる方からの不妊・去勢手術の依頼で来られ、捕獲している現場を見てきました。

短い時間ではありましたが、1か所で不妊・去勢手術をしていない猫は5匹以上いました。雄、雌1組の猫を不妊・去勢手術せずにいると、1年後には20匹以上になります。受皿になるボランティア活動組織がおらずとの去年の答弁ですが、何も対応しなければ猫は増え続け、良くなることはありません。町全体の課題として考える必要があり、住民の皆様との話合いの下、方向性を決め、行動に移していく必要があります。

犬には狂犬病予防法があり、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に所在地を管轄する市町村長に犬の登録申請をしなければなりません。猫に関してのこのような法律はありません。外で猫を飼っている場合、勝手に去勢手術をすると苦情が出る話も聞いております。飼い猫、野良猫、地域猫の区別をつけていく必要もあり、飼い猫は室内で買うか、不妊・去勢手術をして地域猫として育ててあげるなどの共通理解を自治会ごとにしていくことも行動の1つと考えます。

同時に、今いる猫たちが増えないようにするために、不妊・去勢手術の費用が大きな課題です。猫の保護に前向きな住民が自身で費用を捻出し、捕獲して、不妊・去勢手術を行うとなるとハードルが高くなります。対策の一案として、貝塚市では殺処分される命を守りたい、ふん尿被害を減らしたい、猫による地域のトラブルをなくしたいとの思いで、ガバメントクラウドファンディングを行っています。これは飼い主がいない猫の不妊・去勢手術費用補助事業です。令和3年11月22日から12月31日の間に寄附を募り、目標金額100万円としておりましたが、寄附額は160万円に達したそうです。これは市内に生息する飼い主がいない猫の不妊・去勢手術を助成することで、1代限りの命として寿命を全うさせることで、地域住民と猫が共に暮らせるまちを目指すという思いを込めて実施された具体策です。

2つ目は、ハンドブックの11ページに書かれている大阪府所有者のいない猫対策支援事業として、市町村が申請をし、自治会などの町内会単位での地域の同意が得られれば、捕獲器代やフード代、手術費用まで、大阪府動物愛護管理基金から補助が出る対応です。令和3年度にこの申請は1件あり、申請時期は6月、7月だそうです。

3つ目は、令和3年9月の一般質問でもお伝えしましたとおり、動物基金の行政チケットの登録の対策などがあります。何らかの対策を講じる予定や行政としての具体的なお考えはございませんでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

現状では、野良猫に関する相談件数も少なく、地域猫活動を実施するようなボランティア活動も町内にはないと認識しておりますので、町独自の補助事業を創設しても利用者が

少なく、効果のほどが薄いといったことも想定されます。一方で、公益財団法人動物基金行政枠との連携については、町としての資金も必要とせず、近隣市町の多くにおいても連携していることから、まずは実験的に動物基金との連携から始めて、利用者、利用者団体が多いようでしたら、さらなる施策展開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。ですが、ボランティアの活動をしている方々の間では、忠岡町内にいる猫が多いので、何かの対応をしてくださという声があり、今回質問しております。動物基金の行政枠は、市町村ごとに1つの病院しか選べない、行政枠が使える病院も限られているなども挙げられます。実用性の観点から、猫の不妊・去勢手術等補助事業としてのガバメントクラウドファンディングの優先順位が高いように私は感じますので、こちらも前向きな検討を望みます。

続いて、問2に参ります。きちんとした情報が届いておらず、野良猫の被害に耐えられ場、ネズミの駆除剤をまいているということや、畑をしている方が、猫が畑を掘ったり、ふんをするということを嫌がり、山に捨てているという現状も、地域猫活動をされている方から聞きました。これらは猫を弱らせるだけではなく命を奪ってしまうこともあり、動物愛護管理法に違反していることとなります。また、子どもたちがその駆除剤がピンク色のため、お菓子と間違い、さわってしまうという危険性もはらんでいます。地域猫活動をしている方々だけが知っていればいいのではなく、住民みんなが共通理解しているからこそ、対応、対処できることだと考えます。

忠岡町では、猫の譲渡会が月に1回開催され、猫の飼い方や猫との共存、現状について聞くことができます。このような情報も届けていく必要があるのではないのでしょうか。本町のホームページに掲載されているペット、動物についての情報は、ペットの火葬や犬猫の多頭飼育の届出制度についてなど4つの項目だけでした。

大阪市では、公共の場所の清潔の保持の観点から、ハト、カラス、その他の動物へ餌を与えた後に清掃を行うこと等を義務づけています。貝塚市では、猫が庭などに入らないようにする方法をホームページに載せています。このことに限っておりませんが、多くの新しい情報が国や大阪府から発信されます。その情報は、専門の行政の職員の方々が、どの情報を住民に届ける必要があるのか、市町村ごとに選んでいます。その中で内容をそしゃくして、分かりやすく届けてくださっていると思いますが、現在、職員の方々もこのような情報をどこまで理解しているのでしょうか。自分の専門関係分野以外のところも分かっている方は少ないように感じます。

のであれば、まずは行政職員の皆様が情報を共有、理解し、そして実用性のある情報を

調べたらすぐに分かる仕組みづくりを真剣に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

野良猫の被害に対して正しい対処方法が分からず、ネズミの駆除剤をまいているという点につきまして、これらについては大阪府のハンドブックにおいても、野良猫を寄りつかなくする方法として図を用いて分かりやすく説明されております。今後もこうしたハンドブックの配布を初め広報紙、町ホームページやSNSを通じた適正な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。ほかにも、令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫についてマイクロチップの装着が義務化されました。これらの周知、啓発はされているのでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議員ご指摘につきまして、現状、マイクロチップの制度の周知、啓発は実施しておりません。こちらにつきましては、今後、先ほども言いましたけれども、広報紙や町ホームページやSNSを通じて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。大変だと思いますが、対応を期待しております。よろしく願いいたします。

次に、2つ目の項目であります第6次忠岡町総合計画基本目標、生涯活躍できるまち、施策展開の方向（1）子どもの権利擁護の促進の中の子どもを保護の対象としてだけで捉

えるのではなく、権利の主体として個人が尊重され、人権が侵害されることがないように、子どもに人権に関する教育、啓発活動を進めるについての質問に参ります。

忠岡町子ども・子育て支援2020は、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの生きる権利の保障や、健やかに発達、育つよう、教育・保育内容を充実するとともに、人権侵害である虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンス被害などを受けないよう、また障がいの有無や国籍等にかかわらず、等しく教育・保育が受けられるよう子どもの人権の尊重を重視しますという1つの基本的な視点が挙げられています。

子どもの人権について、現在、忠岡町ではどのように取り組んでいるのか、具体的にお示しください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

健康こども課では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とする子育て世代包括支援センターと、全ての子どもと家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点が連携し、全ての家庭、子どもを対象に、児童虐待など子どもの人権侵害の発生予防及び啓発に努め、必要な支援を行っております。

母子保健では、妊娠届出時での面談や新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、保健師または助産師が支援に必要な実情の把握を行い、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、産後鬱等児童虐待にもつながりかねない深刻な病気を未然に防止するため、関係機関と連携し支援を行っております。

児童福祉では、要保護児童対策地域協議会において児童虐待など子どもの人権侵害に関する問題の早期発見と早期対応を図るため様々な啓発に努め、また子ども家庭センター、学校園等とともに一体となり、相互に情報提供と役割分担を効果的に進めております。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校における人権教育の推進につきましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人一人の人権を十分尊重するとともに、

集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような集団づくりに努めております。命と人権に係る課題につきましては、常に真剣に取り組むよう指示を出しておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。子どもの人権が侵害されることのないよう、多くの専門の方々が関わり、情報を共有していることが分かりました。

問2に移ります。子どもと関わる仕事をするには、保育士、幼稚園教諭、ベビーシッター、教員の資格取得が必要になります。その上で知識を増やしつつ、現場の経験知を増やしていくことが求められています。子どもと一番関わるのは親、養育者であり、保育士と同じように時代に即した知識のアップデートをすることが重要なことではないでしょうか。しかしながら、産前に両親学級という行政発信の学びの場所はありますが、自主参加であり、養育者の姿勢次第で学びの程度は変わってきます。

そこで、3つ質問いたします。1つ目は、子どもの権利の主体を考える上で、親、養育者に対してのもっと踏み込んだ施策が必要であると考えているが、いかがでしょうか。

2つ目は、権利の主体であることを子ども自身が認識していくために、忠岡町としてどのような取組をし、今後どのような取組を考えているのか。

3つ目は、子どもの声を聞く場が不足しているのではないかと感じますが、その点についていかがでしょうか。この3点をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国におきましては、先般、核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくないことから、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢児に焦点を当て、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠、出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア、一時預かり、家庭支援サービスなどの利用者負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施することとされたところであります。

内容は、8から10週前後の妊娠期と、32週から34週の妊娠期、出産、産後に保健師等による面談を行い、身近で相談に応じ、ニーズに応じた両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等必要な支援を行うものです。子どもの最善の利益が一番に考えられなければならないことは言うまでもなく、産後鬱等の乳児虐待にもつながりかねない深刻な病気を未然に防止するためにも、必要な支援の充実を図ってまいります。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

町としましては、全体的な施策の中での取組ということでお答えさせていただきたいんですが、先ほど総括として町長挨拶でも申し上げましたとおり、子どもの笑顔と笑い声は町にとっての宝であるという視点を持ってございます。あらゆる相談におきまして、要保護児童対策地域協議会などを中心とした地域住民や地域団体、地域関係などと連携するとともに、町としましても子どもの家庭に対する見守りや相談などの支援、これにつきましては頑張っけて取り組んでまいりたいと思います。

何より11月、虐待防止月間におきましても、町長、率先して児童虐待防止の啓発に取り組んでいただいております。町としましても、相談業務、またあらゆるホームページ等の機会を通じまして、教育、啓発、また相談の機会をつくってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

3点目のご質問でございます。議員ご指摘のとおり、子どもだけが集まれるような場ということにつきまして、現在、忠岡町においては、ないのかなというふうに考えております。ただし、文化会館につきましては、先日、運営委員会のほうから答申もございましたが、Wi-Fiの設置やロビーの有効活用などをするというところで、若い世代でも気軽に集えるような場所になればというふうに考えており、できるだけ早期の実現に向けて検討しているところでございます。

もちろん文化会館ですので、若い世代だけではなく、老若男女を問わず気軽に集えるような場所となるよう引き続き検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。国から親、養育者に対しての新たな支援事業を創設するとのことで、忠岡町も前向きな動きがあるのかと期待しております。家にも学校にも自分の安心した居場所がないと感じた子どもたちは、まちに出て、お金がかかるから路上に出ます。補導されると事態が悪化するので、ネットで知り合った程度の人家に入出入りするよなという話も聞きました。子どもの声を聞くことはできなくても、子どものSOSサインをキャッチできる場所を増やす必要があると感じたので、このような質問をいたしました。

最後の質問に参ります。令和3年度大阪府子ども家庭センターの統計では、児童相談受付件数3万2,960件に対して、養護相談件数1万4,243件で、全体の43.2%

を占めています。厚生労働省のホームページでは、児童相談所での児童虐待相談対応件数は20万7,659件で、その内訳として身体的虐待24%、ネグレクト15%、性的虐待1%、心理的虐待60%でした。

警視庁のホームページでは、児童ポルノ事犯の被害児童の学籍別割合では、高校生が最多41.3%、602人となっています。被害児童の被害対応別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の35.3%を占めています。低年齢児童の被害対応別では、盗撮が全体の47.2%を占めています。大阪府の未受診や飛び込みによる出産等実態調査では、未受診妊産婦数は132件、10代妊産婦は妊娠に気づけなかったという知識の欠如が42.9%と多く、次に妊娠の事実の受容困難、経済的問題、妊娠に対する認識の甘さが多くなっています。児童の性被害は知識の欠如から、何をされたか分からない。遊んでもらったと勘違いしてしまう。知識がないからおかしいことに気づかない。内緒と言われる。顔見知りだと被害を訴えられないなどがあります。そのため、児童の被害は表に出ない傾向があり、その割合を減らし、ゼロにすべく、性教育が重要だと考えます。

性犯罪、性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の性犯罪性暴力対策強化のための関係部長会議において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、教育、啓発の強化等の実効性がある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において命の安全教育を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても、性犯罪・性暴力対策の強化の方針について、十分了知されるとともに、命の安全教育の趣旨を踏まえた教育、啓発の強化等についてご協力をお願いしますと、文部科学省は生命の安全・教育概要資料で延べています。そして、子どもを性犯罪等の当事者にならないための安全教育促進事業として、令和5年度から全国の小中高の各学校において、教育の開始を提言しています。

現在の忠岡町では、この教育促進に向けてどのように考えており、進めていくつもりなのか、お示しく下さい。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業につきましては、令和3年度から性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業が実施されていることは認識しております。

また、本年11月に大阪府教育長を通じ文部科学省より命の安全教育に関する教員向け研修動画の公開、及び児童・生徒向け動画教材の活用等について通知があり、各校に周知をしたところでございます。

安全教育につきましては、様々な関係機関と連携し、未然防止に取り組んでいるところです。SNSにつきましては、性犯罪等に巻き込まれる危険性について警察や外部講師を招いての出前授業等を実施しております。また、NPO法人、CAPいずみに依頼し、町内小学校の4年生に様々な暴力、いじめ、虐待、誘拐、性暴力などを防止するために何ができるかを一緒に考え、自分の大切な心や体を守る力を引き出す人権教育プログラムを実施しております。

今後も児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるよう学習指導要領に基づく着実な指導を推進してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。安全教育において、研修動画の公開、動画教材の活用等についての通知を各校に周知したこと、子どもがいじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラムであるCAPを取り入れていることが分かりました。

令和4年9月30日に、田島南小中一貫校で開催された文部科学省学校等における命の安全教育促進事業の公開授業、公開研修会に参加し、本当に生きていくために必要な情報が届いており、これこそ必要なことであると感じました。子どもの人権を守るために、ぜひ現場に取り入れていただきたいです。

CAPにおいては、教職員ワークショップ、保護者ワークショップ、子どもワークショップの3つで成り立っているということをホームページで確認しております。子どもたちが安心・安全に成長できる環境を整え、その上で子ども自身に大切な自分を守るための知識とスキルを伝え、何ができるかを一緒に考えていくことができるので、教職員ワークショップ、保護者ワークショップも取り入れていただくことをお願いして、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

三宅良矢です。よろしくお願いします。

まずは、ふるさと納税を除く個人や企業寄附における忠岡町の受入れ体制についてご質問させていただきます。

先ほど、冒頭に町長よりの感謝の謝意のほうのご伝達もありました。今回の大量の木材のご寄附によりまして、1,000万単位ですね、単費を含めて忠岡町の財政に貢献いただいたということで大変ありがたいと思います。

まず1点目です。町として今回の当該企業ですね、名前を出していいのかどうか分からないので今は伏せますが、寄附、謝意の在り方について、まずはどのようにお考えなのか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご質問のとおり、町内企業であります朝日ウッドテック株式会社様より東忠岡こども園の建築に際し、園舎の床ほぼ全面となるフローリング材をご寄附いただきました。これは建築費用の軽減に寄与するだけでなく、子どもたちへ木のぬくもりを頂いたと考えており、本当に感謝しているところでございます。

ご質問の謝意の示し方ですが、10月号の広報にも掲載させていただきましたが、園舎の竣工時に新園舎にご来場いただき、本町より感謝状を贈らせていただきました。これはまた報道機関へも情報を提供いたしました。残念ながら新聞への掲載には至らなかったところでございます。

また、本町におきましても、最大の謝意を示したいという思いから、公共への寄附行為に対する報償制度の申請手続も現在進めているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その辺りにつきましてははっきりと進めていただいた上で、ただ、この朝日さんに関してではなく、この一連の流れ、議会に対する行政側からの流れに対してちょっと疑義がございまして、こちらにも書いてあるんですけど、個人や企業の事情でね、もしその寄附行為が変わる場合というのがありますよね。今回は、たしか2年前の3月ぐらいに企業さんより寄附が頂けるという、こちらからの投げかけでそういう答えがあったと思うんですけど、それが突如、事情でなくなるという場合もあると思うんですよね。ただ、それが例えば補正にまたかからなあかんとかいうレベルにある場合やったら、それをやることにおいて企業さんの名誉が傷つく可能性も出てくるわけじゃないですか。これまでできると言うてたのに、でけへんということは。

そういったリスクを踏まえて、事前に行政側から議会にも説明いただきたかったことでもあると思いますし、ここに書いてあります寄附行為ですよね。企業、個人も含めてです。今後、土地等の相続義務化がされます。で、なった場合、そういった場合、地元公共団体へ寄附したいような仕組みも出てくる可能性もありますし、例えばユニセフでしたら、遺贈、死亡に関しての寄附をしますということで、よう啓発もされたりしています。

そういったのを含めて、このような時代の流れを見据えた上で、一定のマニュアル、体制等の整備が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

住民の方や企業から頂く一般寄附につきましては、金銭や物品等といったものが主でございまして、まちづくりの推進を初め福祉、教育、環境、災害等に係る多種多様な用途があり、寄附を頂く方のご意向に沿った形でありがたく使わせていただいております。

今回、議員ご指摘の趣旨を踏まえると、案件によりましても具体的にどのような問題が生じるか、またどのような影響や支障が出るかなどは事前に予測することは困難であると考えます。

寄附行為におきましては、現在、本町において一般の寄附行為に係る本来の手續や、その手續の中で何か問題が起こった場合などの対応マニュアル等はございません。

しかしながら、金銭の額や用途等によつての諸問題や調査、検討等が生じた場合における議会対応や、その解決策及び改善策を講じるため、寄附における事務取扱い規定等の必要性を鑑み、他団体の事例等を参考に、必要に応じ調査、検討を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。社会状況も今後いろいろ、仕組み、制度が変わるたびに変わってくると思いますので、その辺りについてはまた別の視点からも提言させていただきます。

続きまして、産業廃棄物の処理対応に向けましての説明についてご質問させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございます。それにより一般廃棄物、産業廃棄物の大分類、そしてそこからまた中分類に分けられるわけなんですけど、これまで町の当局よりは、それらのような分類の言葉ではなく、一般ごみと同じ性状や性質、一般廃棄物相当、一般廃棄物並みという表現で説明されてきました。いきなりこんな難しいことを言うても分からんだろうということでの配慮やと思うんですが、そこで文言のまずは質問です。

その分類の中で、特別管理一般廃棄物というのがあると思います。それは、担当より説明があった一般ごみと同じ性状や性質、一般廃棄物相当、一般廃棄物並みというものに含まれるでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ご指摘の特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、具体的には政令で品目が定められております。これについては、現状と変わらず公民連携協定方式において設置される施設においても受入れを想定しておりません。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。まず想定していないということで。

続きましてですけど、その法律で定める、政令で定める20種類以外の事業系一般廃棄物も、担当よりご説明があったそれに含まれるでしょうか、お答えください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

事業系一般廃棄物の受入れについては、現在と同様、適切に処理をいたします。また、その中に有害な物質が認められた場合は、処理困難物として受入れをしない対応になると考えています。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できたら今後、そのざくっとした表現の説明よりも、できるだけ詳しく説明いただけたらなと思うので、またその辺のご配慮等よろしく願いいたします。

続きまして、このごみの話合いが仮に進んでいったとすれば、忠岡町側の立場に立って、法律のアドバイスや法規チェックですよね。普通の企業でしたら法務部というのが大体ある一定以上の企業やったらあると思うんですけど、忠岡町は外部に依頼するということなので、ただ、その弁護士さんがどういう方か僕もよう分からないので、それを踏まえて2点質問させてもらいます。

産業廃棄物処理について忠岡町が依頼する弁護士さんの、弁護士法人に依頼する、その辺はちょっと分からないんですけど、専門性の知見、この分野に関してですね、見識はどのようなものでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

本件は、（仮称）忠岡町地域エネルギーセンターの整備運営にかかる基本協定書及びごみ中継施設整備運営に係る実施協定書締結に先立ち、町が作成する協定書案について法的チェック、不利益条項等の確認を行うことを目的に弁護士法人に対する委任契約を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ですので、その知見や見識はあるということでもいいんですね、この分野に関して。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

先ほどのご答弁と一緒になるんですけども、こっちのような知見、見識ということで、観点で委託したものではございません。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっと振ってしまって申し訳ないです。

とすると、その弁護士さん、弁護士法人を含むの方は、この分野での、産廃分野での紛争処理件数、民事、刑事での実績ですね、これまでどのようなことに携わってこられたという件数、全部事件って、民事でも事件と表現するので事件と書いてるんですけど、そういった件数や主なそういうやってきたことですね、内容等をお答えいただければと思うんですが、お願いします。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁のとおりになるんですけども、本件は忠岡町が作成する協定書案について、法的チェック、不利益条項等の確認を行うことを目的としたものでありまして、係争処理に係る契約ではないことから、ご指摘の実績については把握しておりません。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

確認なんですけど、事実上、関連業務に携わっているか否かということに関しては不明

ということでもいいんですね。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁と同じになるんですけど、実績については把握しておりません。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

そこでちょっと気にはなるんですけど、企業はやっぱり大きいじゃないですか。例えば、僕の商売をやっている友達も、任天堂の法務部、日本で一番すごいエリート弁護士集団と言われてるんですが、そことけんかするんやったら絶対に和解か逃げろと言われてるぐらいのところがあります。今後ね、そういう契約を前提に全て進んでいくとは思いますが、相手の企業がでかい場合って、やっぱりそういうような部分に関して対等に渡り合えるだけの設定条件は絶対必要やと思ってるんです。今、どういった方が間に、問題があったりとか、ない場合でも入ってくれるか、弁護士というだけでお願いするのではなく、何かそういうような方がほんまやったら選ばれるべきかなと思うんですが、忠岡町側としたら、そういう当該企業と対等に法律に関して渡り合っていると今の状況では考えられているのですか。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

事案にはよるんですけども、現在のところ、こういうような法的なチェックというところの中で、今委託している弁護士にお任せしているというところでございます。実際、お任せするだけではなく、こちらのほうについてもいろいろな形の勉強をしておりますので、その辺はご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これ以上言うても多分同じ答えが返ってくると思うんで言わないですけど、今から勉強はやめてください、ほんまに。今から勉強したら絶対間に合わないレベルの話なんで、相手のレベルは。だって、既にもう企業の法務部なんて、そこのエキスパートの連中が全部かかってくるわけですから、それはピンと来てないかもしれないですし、分かってないと思うんですけど、その辺りを踏まえて、こういう方たちと相對していくんだという意識はまずは持っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

その流れで、次の質問にも移らせてもらいます。住民説明会がされたということで、僕は、すみません、一度も参加はしてないですけど、LINEで何か所からか、今日こんなあって、こんなあってと、複数の方がLINEはビラで出しているんで、結構みんなLINEに送ってきてくれるんでありがたい話なんですけど、LINE電話とかで。

その中で複数箇所であったのが、質疑を忠岡町側から打ち切ってきたんだよと。もともと質問も、40分ぐらい説明があって20分ぐらいしかなかったんで、短くないかというような、そんなが僕に来るぐらいやから、同じような内容で来てたわけなんです。こういう時間をどれぐらい取ればいいんだというようなことはよくあるんですけど、ほんまに何か忠岡町側が理解してほしいんですよと示すんやったら、こういうような時間で区切ることもないかなとは思うんで、できたら残念な対応にもしかしたらなってたんかなと思うんですが、どのような対応であったのかを含めてご説明願います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

今回、11月7日から11月22日にかけて自治会集会所などをお借りして、合計10か所において住民説明会を実施いたしました。また、終了時刻を明確にお示ししたほうが、時間の調整が行いやすく、参加しやすいなどの観点から、一定19時から20時という時間を決めて実施させていただいたところでございます。また、実施地区にかかわらず参加可能とさせていただいております。多く質疑をしたいという方は複数の会場に見えられていたかと思えます。

なお、終了予定時刻以降については、最後の発言者に挙手いただく形で進行を行っており、時間が来たから機械的に質疑を打ち切ったということはありません。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

確認なんですけど、よくあるのが、時間が迫ってまいりましたので、この方の質問で最後にさせてもらいますというような切り方はなかったということで、いいんですね。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

いろいろな会場での閉め方というのはあったんですけども、最終的には、最終の方はどなたかおられますかということがあったんですけども、それ以降にまた質問される方もおられました。それについてもある程度の受付はさせていただいた所存でございます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そのようなことやったということで、また本人に返事くれと言われたんで、また聞くことになるかなと思うんですけど、一定のご回答を頂いたということで、ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。福祉計画の各種計画作成につきまして、ご質問させていただきます。

障がいとか介護などの各福祉計画ですね、今後また来年始まると思うんですが、忠岡町ではこれまで福祉分野の専門資格団体を経由した依頼ですね、国家資格で言うと、介護福祉士会、精神保健福祉士会、社会福祉士会、任意団体という大きなくくりですけど、ケアマネ協会とか、その分野の様々な団体というのが存在します。堺市、東大阪、北摂の地域ですね、北摂の地域ではよくそういった団体を経由して委員の推薦等を求めたりされたりして、その会に属する妥当な人が、学識経験者枠なのか推薦枠なのかで参加されたりしてるんですけど、忠岡町もそういうのが一定あるべきかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

地域社会を取り巻く課題は、少子・高齢社会の進展とともに情報化の進展などを背景として複雑多様化しております。また、こういった多様な支援が求められているところであります。こうした中、地域福祉推進の指針となる各種計画の策定に当たっては、これまでも介護支援専門員等の福祉専門職も計画策定委員としてご意見を頂戴しておりますが、委嘱方法につきましては必要に応じて精査してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その分につきましては、あくまで個人狙いとかでなくて、できたらそういう団体経由であれば、その団体内で幾つかチョイスもできたりするというメリットもあるんで、そういった形を使っていただきたいと思いますので、これにつきましてはまた別の場で意見させていただきたいと思っております。

続きまして、町内イベントへの対応の違いについて、ちょっとご質問させてもらいます。コロナを理由に、町内各種のイベントに対して、申請時などに、メインは飲食ですよ、に制限ですよ。コロナの最中なんで飲食等はちょっと控えてくださいねとか、そういういろんな声かけという名の、何でしょうね、一方的に借りに来るときとか、抽せんとか、相談に来るときにあったと思うんです。で、そういう取組をする、忠岡町がそういうふうに言ってる一方で、忠岡町が新たに取組もうとする、新浜、去年ですよ、商工カーニバルで、すみません、去年の話なんですけど、商工カーニバルで飲食どうのこうの、そんなんしてくれるな、困るでと言われた挙げ句、その翌週には行け行けどんどんでやってはったような事実もあります、新浜のほうで。今回も大津川のイベントですね。感染拡大期でありました。商工カーニバルは感染減少期でありました。町民体育運動会も1週だけかかって、感染減少期、感染拡大期、3、1ぐらいの状況やったと思います。

そんな状況なので、制限は大津川は今回は行ってないと。何に基づいて一体じゃあこういうような意見を言っているんだ。民間やったら厳しく言うけど、内々でやるようなことに関しては言わないのか。その辺はよく分かんないですけど、どのような基準で、どのような形で、どのような対応をされているのか、教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

新型コロナウイルスは、現在も変異を繰り返し、いまだ終息の兆しは見えておりませんが、社会経済活動の維持、回復を進めていくためには、Withコロナに向けた感染対策を行っていく必要があると考えております。

町内各種イベントについては、町内の活気を取り戻すため、今年度は感染対策を工夫しながら徐々にイベントを開催しているところではありますが、新型コロナウイルスの感染は収まったわけではなく、現在も新規感染者が増え、第8波の感染拡大も懸念されているところであり、開催においては感染対策に十分配慮しながら実施すべきものと考えております。

本年3月に大津川河川公園で実施する予定としておりました本町主催のイベントも、出展事業者を募集しておりましたが、開催までに新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより中止した経緯もございます。

イベントにおける飲食については、公共施設の利用申請時や開催決定時における感染状況を考慮しながら、大阪府からの感染防止対策の要請に基づいて判断しているところであり、参加者の感染リスクを抑えながらイベントを開催したいという思いからのことですので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これは確認なんですけど、じゃあ、大津川河川敷での今回のイベントに関しては、大阪府のガイドラインにのっとって行ったので適切ですよということでもいいんですね。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大阪府の感染対策の要請に基づいて判断しているところでありますので、よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

とすれば、じゃあ来年から墓店とか盆踊りとかね、今回しなかったですけど、運動会だって飲食してくれるなというような話もありましたし、商工カーニバルも同じやと思うんですけど、それらにつきましても基本はじゃあ大阪府のガイドラインにのっとって判断して開催した大津川河川敷イベントよりも厳しくすることはないということでもいいんですね。確認です。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほど答弁いたしました、イベントの開催、またイベントでの飲食については、その判断時点において大阪府からの感染防止対策の要請に基づき判断してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、もうこれで3回過ぎてますので。

8番（三宅 良矢議員）

いや、今のは、回答がずれてるじゃないですか。今の質問はそこじゃないです。だから、基準は今回、大阪府のガイドラインにのっとって開催した泉大津のイベントというのを大まかに参考にしたらいいということですよということ。そこをお答えくださいということ。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほど私、答弁しておりますけども、イベントの開催につきましては大阪府からの感染防止対策の要請に基づいて開催しておりますので、先ほど私が答弁したのと同じ回答になりますと、こういう形で答弁させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、次の質問に行ってください。

8番（三宅 良矢議員）

だから、回答してくれてないんで、その確認。だから、その前提として大津川のイベントって開催されたわけですよね。ということは、あのイベントの状況が、イコールこれからのイベントも大体、そのガイドラインが大きく変われば別ですけど、指標となるということでもいいんですよということです。そこだけです。はいと言ってくれたら、もう。違うと言うなら、違うでもいいです。

町長公室（立花 武彦公室長）

そういう形で判断しておりますので、よろしくをお願いします。

8番（三宅 良矢議員）

えっ、すみません。

町長公室（立花 武彦公室長）

大阪府のガイドラインに基づいて対応しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

次の質問に行ってください、三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。ガイドラインに基づいて行われたイベントに対して、僕らもそれを判断基準として言うていけばいいということで、分かりました。

では、次に移ります。これは司法書士会との連携ということでなんですが、前回か前々回か、すみません、前川議員が全く同じ内容を質問されたということなんで、また同じ質問になって申し訳ないです。

大阪府司法書士会さんですね、市町村と災害時における被災者相談業務の実施に関する協定等を、この前も何か保護六法とかで結びましたとあったと思うんです。僕も商工会をやってるがてら、司法書士さんとか社労士さんとか、ああいう士業の方の仲間も友達も多くなってくるんで、そういった方と話していると、平時においても住民相談にも乗れるし、締結してくれたら何かやれるよ、全然やれるよと言ってきてるんで、忠岡町も、また繰り返してあれですけど、締結に向けて動いていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

司法書士会につきましては、遺言や相続、あるいは登記のことについての相談業務等を実施されていると聞いてございます。町におきましては、大阪司法書士協会から広報紙に多重債務相談会などの特設相談、あるいは相談先の啓発記事を頂き、掲載しているところ
です。また、相談パンフレットなどが送付されました場合は、配架やポスター等の掲示も行っているところでございます。

議員申されました協定につきましては、現時点では特に考えてはございませんが、法律相談や消費者相談などの中で一定、司法書士会などの相談先について、必要に応じてご案内させていただいているところであります。併せて、住民からの相談等があった場合も、大阪司法書士協会の大阪市北相談センター、あるいは堺市相談センター、泉佐野市相談センターの各総合センターをご案内しているところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

質問の趣旨も、また意図も、できるだけ締結に向けて動いていくんですか、動かないんですかという、そこを聞いてはいるわけなんですけど、その辺に関して明確な答えを頂けるか頂けないか、どちらなんですか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員のご質問ございました災害協定の協定という点につきましては、特に現在、お答えすることはございません。考えてございませんといえますか、現時点ではないということ
でございます。

また、相談業務の協定といえますか契約というんですか、そのようなことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在の相談業務の中で対応しているという状況でござ
いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

できたらなとは思いますが、今のところはないということなんで、仕方ないかなと思
ってます。また、質問させてもらいます。

続きまして、最後の質問です、改正育児休業法の一部施行について、ご質問させてもら

います。

2021年6月に改正された改正育児休業法の段階的施行で、2022年の10月より出生児育児休業法、要は産後パパ育児ですね、で育児休業の分割取得というものが新設されました。その条例の改正も一部やったのは覚えてるところやと思うんですが、この改正の中で、職員が率先してやっぱり取得して育児の経験を積むということは、行政マンとして新しい角度で経験になると思うんで、すごい貴重やなど、自分自身も振り返って思います。時間もないので3点まとめて質問させていただきます。

忠岡町の男性職員ですね。正職と会計年度、別やと思うんですが、の取得人数とその割合は現在どのようになっているのか。

2点目です。この状況を踏まえて、男性職員の育児休業の在り方としてどのように考えているでしょうかということ。

3点目です。これが一番僕のいつも気にしている、ほかの分野でも気にしてる点なんです。2023年4月より労働者が1,000人を超える企業は、育児取得の状況の公表が義務化されてます。よく企業に示せ、示せと言うてるのに、役所は全然示さんでもいいよというようなことがあったりするんで、そういうことにはならないように、できるだけ役場が範を示して、規模が小さくても大きくてもやっていくべきかなと思っているんですが、忠岡町としても公表していくべきかなと思うんですけど、いかがでしょうか。3点まとめてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町男性職員の育児休業等の取得状況ですが、令和3年度において対象者3名、取得者1名、取得率は33%。本年度は、まだ4か月ありますが、今現在、対象者1名、取得者1名、取得率100%となっております。なお、会計年度任用職員については含まれておりません。

2点目の質問の回答でございます。女性の育児休暇取得率は高いですが、女性が仕事と子育てを両立するためには、男性の育児参加は必要と考えており、少子化対策の観点からも男性の育児休暇の取得は重要であると考えております。本町においても、働きやすい職場を構築することは、求職者にとって本町を選択いただく大きな要素となると考えておりますので、男性職員に限らず仕事と子育てを両立しやすい休暇制度の取得促進に努めているところでございます。今年度においては、休暇の種別を分かりやすく一覧表にまとめ、職員にも周知を行ったところでございます。

3つ目の質問の回答でございます。ご指摘のとおり、令和5年4月1日より従業員数が

1,000人を超える事業主は、育児休業等の取得率の状況を年1回公表することが義務づけられました。我々公務員の働く現場は、様々な労務制度の中で範となり、社会に率先して実践していくことが求められるという側面がございますが、育児休業の取得率に関しては、本町のように母数の小さいところでは、取得者数1人の増減で取得率が大きく変わってしまうという問題がございます。ご指摘の趣旨は理解できますが、公表することによってかえって誤解を招くおそれがあるため、難しいと考えております。ただ、取得者数につきましては、忠岡町人事行政の運営等の状況において公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。今回の一般質問は、通告書にも記載がありますとおり、先々月で杉原町政が始まってから折り返し地点の2年となりました。そこで、今回は町長選挙時に掲げました公約、ちょっと印刷してきたんですけども、こういうチラシを掲げて、我々維新の会は選挙戦を展開したわけですが、このチラシの中から達成済みのものは置いて、それ以外の公約について何点かお尋ねをしたいと思います。

まずは、この眼下にあります町民グラウンドの保全についてであります。町民グラウンドというのは、忠中にとっては運動場であり、先月に開催されましたような子どもカーニバルとか商工カーニバルなど様々なイベントが開催される、言わずもがな重要な広場でありますけども、この水はけの悪さについては、皆さんもよくご存じだと思います。これを改善したいということで、当時公約の1つとして掲げておりました。

表面排水の性能が低下して、へこんでいる箇所に泥水がたまってしまうということですけども、水勾配を敷きならして転圧をしていくということや、透水性の高い砂を使うということが想定されるわけです。これは結構お手軽というか、簡単にできる作業であるかなというふうに思うんですけども、半面、その場しのぎの一時的な改善になってしまうかなというふうにも思われるわけです。

ですが、公約に掲げたぐらいなので、根本的に改善をしていくものとの認識ですけども、今年度予算に調査委託料が計上されていたかと思いますが、現状、今現在の状況と、一時的なその場しのぎの改善にならないような抜本的な改善策であるのかどうか、まずはご答弁お願いできますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、グラウンドの保全ということに現在取り組んでおります。今現在、調査、設計のほうを委託しております。現在、業者のほうから何点か案ということで上がってはきております。その辺り、今後引き続いて内部で検討を重ねていって、できるだけより良い改善になるように現在検討しておるところでございますので、まだ今の時点で詳細はお伝えできませんので、その辺り分かり次第、また議会のほうでも報告させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今、調査中というところのご答弁でしたけども、ほんとにいろんな手法があると思うんです。まるっきりこの土を全て入れ替えなくてもいけたりするような、いろんな手法があると思うんですけども、その間の工事期間の、忠中の生徒さんにとってご負担、ご迷惑とならないように考えていっていただけたらいいなというふうに思うんですけども、そこで何をするにしてもお金の予算の話になってくるんですけども、こちらについてたびたび、ちらっとですけどもね、町長から案があるというような言葉、議会でも出ていたかと思えます。それを具体的にお示しいただけますでしょうか、町長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

肝煎りでやっていきたいと、この忠岡の中心の中のグラウンドをです、前の晩から雨降ったら次の日は中止だと。お日さんがこうこうと照つとるのに水が引かないというような状態、これはもう施工以来、聞くところによりますと、昭和40年ぐらいにこの工事をやってるみたいで、それからちょっとの土の入れ替え等々はやってるんですが、内容が悪かったのか、いつも池みたいになってしまう。池の上にグラウンドになってるんやけど、ほんとに池みたいになってしまうというようなグラウンドですので、いろんなイベント開催等々につきましては、これは肝煎りでやっていきたいというのが本音でございまして。

今回、特に今年は東京に出張へ行く機会が2回ほどございました。その中で、うちの地元選出の代議士との連絡を密にしながら、文科省の大臣官房、総務課の人間等々、また連絡調整室の官僚の皆さんを通じまして、スポーツ庁の政策課のスポーツ振興の専門官という方々ともお会いさせていただきまして、t o t oのほうの助成金を一部使わせていただきまして予算を確保したいというのが1点でございます。

その他、いろんな方策でいろんなことを考えながら、もっともっと密にしながら今やっているところがございますので、その辺も今、そのスポーツ庁のほうと教育のほうとは連絡が取れているような状態でございますので、しっかりと決まったらもうちょっと答えら

れるんですけど、取りあえず連絡は密にしているということをお答えさせていただきます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

そのようなトップセールスをされているということは非常にいいことだと思いますし、それがかなえば、要望活動はほんとに意味のあることだなというふうにも思います。

ただ、同じようなことを考えてる同様の自治体もきっとあると思うんです。うちだけじゃないということやと思うんですけども、そういうパイプを使うのもいいんですけども、そういうようなほかの自治体もたくさん同じようなことを考えておられたらですね、やっぱり一番大事になってくるのは、ご当地の自治体の熱量とか計画ですよ。重要拠点であるということを示すかということですので、それはそれで町長のトップセールスも大事なんですけども、具体の事務局さんのそういうような申請における手続にはご尽力いただきますように、ぜひよろしく願いいたします。

次に、公共施設の避難所としての機能強化について質問をいたします。本町が指定している避難場所は基本7か所、状況によっては9か所になるということですけども、その中でも最も開設されることが多い、2か月前にも開設されたと思うんですけども、ふれあいホールですね。本町の中心部であり、キャパもあるふれあいホールの機能強化について優先的に取り組むべきものであると考えております。

そこで、毛布、水、食料などの備蓄品については、年々充実が図られているものと伺っておりますけども、機能の強化と考えたときに、やはり一番に思いつくのは電力の確保であるかなというふうに思います。その電力の確保、自家発の必要性については、これまでもたびたび議会で問題提起がなされてきておりますけども、改めて聞きますけども、やっぱり難しいというところなんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、本町では開設頻度が最も多い避難所はふれあいホールでございますが、災害発生時に外部からの電源供給が絶たれた場合、庁舎では自家発電設備により8時間程度の電力は確保できるものの、隣接するふれあいホールには電力の供給ができず、停電時には電源の供給が絶たれるという状況となります。蓄電池や発電機は一定数整備しており、携帯電話の充電や小型家電の使用はできますが、避難所全体の照明や空調などの稼働は困難な状況が想定されます。そういった面からは、まずは非常時の電源確保が避難所の機能強化の

根源であると認識しておりますが、現時点で具体的な対策や方向性について案を持ち合わせていない状況でございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

これまでと同じようなご答弁であったというふうに思います。ふれあいホール自体は自家発電を備えていないと。本庁舎からの供給についても、燃料タンクや電源設備の大規模改修、また燃料の保管場所、これは消防法になるんですかね、クリアしなければならないハードルがたくさんあるということです。

そこで、視点を変えて、ちょうどこれもそこから見えるかと思うんですけども、忠岡中学校の屋上にソーラーパネルがあります。ここで生み出された電力というのは中学校独自で使ったり、または売電による収入もあるということですけども、これまで議論されてきたような自家発電の整備が難しいのであれば、このソーラーパネルをふれあいホール、南館の屋上にですよね、設置するのもありではないかなというふうに思いますけども、こちらについて調査研究されたことはありますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ソーラーパネルの設置については、設置スペースと設置数、得られる電力量、設置に伴う建物の耐震の状況などの調査が必要となりますが、現時点でこれらの調査は実施していないところでございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

現時点ではされていないということでした。確かにパネルの重さに耐えられるのかどうかということとか、あとどのぐらい電力が確保できるのかという、こちらにしたかてハードルはあるかと思うんですけども、機能の強化ということで推進をする上で、電源確保というのは避けては通れない部分ですので、ぜひこれ、調査研究に上げていただきたいなと思いますが、どうですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害時における住民の安全・安心の確保のため、避難所の機能強化は重要であると認識しておりますので、ソーラーパネルの設置については防災部局と施設管理者が連携しながら調査を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひお願いしたいというふうに思います。本当になされるのであれば、これは前進かなというふうにも思ってますし、そして、これももう3回目なので、この件について再質問しませんけども、今先ほど防災部局と施設管理者が連携しながらというふうにありました。導入と今後の維持管理が別部局になってしまうからなかなか進まないということは、防災だけではなくて全ての施策についてあってはならないことだと思います。危機管理課として危機管理の観点で施設の管理者へ、可能、不可能はさておいて、提案というか問題提起をですね、危機管理の観点で行うということがもし今までなされなかったのであれば、ぜひそういった観点でしていただきたいなということをお願い申し上げて、次の質問に参りたいなというふうに思います。

次は、地域団体との連携を深めた防犯力の強化についてです。この質問も危機管理課の所管になると思うんですけども、地域団体とは主に防犯委員会を指すのかなというふうに思いますけども、この公約についてはどのような取組を現在なされていますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

地域団体との連携による防犯力の強化については、主に忠岡町防犯委員会と連携し、春秋の駅前啓発活動や、ひったくり防止カバーの取付け活動、お盆や歳末の夜間パトロール活動を通じ、住民が犯罪に巻き込まれないよう、また犯罪の発生防止に向けた啓発活動を実施しております。

また、防犯委員会では定期的に常任委員会が開催されており、その中で特殊詐欺や還付金詐欺に対する被害防止の注意喚起や、落書き現場を見かけた際の警察への通報依頼などについて、地域の掲示板等を活用し、住民への呼びかけをお願いしているところでございます。

各地区自治振興協議会に関しては、該当犯罪の発生抑止、犯人検挙への手がかりとなる

防犯カメラの設置について補助金を交付しており、自治振興協議会設置の防犯カメラは現在49台、町の防犯カメラが11台の計60台が稼働しており、地域の安全確保に寄与できているものと考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今のご答弁ですと、主に啓発活動や防犯カメラの設置ということでしたけども、防犯力の強化ということで、これら果たして成果があったのかというところで、本町の犯罪発生状況について、その成果は現れていますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町における犯罪発生状況を調べてみると、令和3年の確定時と令和4年については年度途中ではありますが、暫定時での比較となりますが、犯罪発生件数について、近隣市と比較すると減少傾向にあり、その中でも本町では詐欺の発生件数が減少傾向にあると見受けられております。これについては、地域団体との連携の効果が反映されているのではないかと分析しております。引き続き、町防犯委員会や自治振興協議会とパトロール活動や住民に対する啓発活動、補助事業の実施など多様な連携を通じて、犯罪発生の減少を目指し、防犯力の強化はもとより、安全・安心なまちづくりに向け取組を進めてまいりたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

近隣市と比較すると減少傾向にあるということ、そして連携の効果が反映されているとの分析でした。しかしですよ、どう取り組んでいるかという初めの問いについてお答えいただきました内容というのは、ずうっとこれまでもされてきたことで、それはそれで大事なことではあるんですけども、強化という部分にまでは踏み込めていないんじゃないのかなというふうにも感じるわけです。

たまたま3年度と4年度の比較で、取組は関係なく、地域の情勢自体がたまたま落ちていたということも大いに考えられる話ですので、強化についてというところで違う角度からの取組も何かあればいいかなというふうにも思うんですけども、これはちょっと町長にお聞きしたいなと思います。どうですか。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

その辺はですね、しっかりと強化するところは、もっともっとチェックしながらしっかりとやっていきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

急に振ったので、しっかりとしながらという答弁になったと思うんですけども、これぜひね、掲げた限りお願いしたいなというふうにも思うわけです。

次の質問に移ります。民間企業や大学との連携についてでございます。この質問についてもたびたび取り上げさせていただいております。町長が就任されてから、村川学園さんでありますとか和歌山大学、そして最近では羽衣国際大学との連携協定が結ばれました。そのことは承知しておりますし、公民連携の重要性について、ここで改めて申し上げることはしませんけども、今回の通告の意図としてですね、結んだものの、それを受けて本町と連携先がどのように動いて、どうなるのかといったところが、現在のところあまり見えてこないということから、通告をさせていただいた次第です。

協定書自体はですね、協定書の中身自体は事細かく書かれているわけじゃないと思えますし、お互いにテーブルに着きましょうと。これから手を携えてやっていきましょうという意味合いが協定書なのかなというふうに思っています。それはそれでいいんですけども、やはり締結した限りは、少し具体的に本町の考えや希望を、議会でもお披露目いただいて、それを実行に移していただきたいなというふうに思いまして、通告をさせていただきました。

で、お尋ねしますのは、最新の2か月前ですね、10月に協定を締結しました羽衣国際大学さんと具体的にどのように行動に移していくのか、どのようなお話をされているのか、お示しいただきたいなと思えます。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員ご質問ございました羽衣国際大学との包括連携協定でございます。町長も公約に掲げてございました高等教育機関のない本町にとりまして大変大きな一歩であったと考えてございます。これからも大きな期待を抱いているところです。

具体的にどのようなことが想定されるのかということでございますが、現在のところ、想定される事業分野は食物栄養学科、あるいは人間生活学科、これは食クリエイトでございます。また、現代社会学科、これはスポーツの関係でございますが、による食育や、健康づくり事業での交流を考えてございます。また、同じく現代社会学科にあります国際英

語でございますが、こちらとの連携による国際交流事業における海外留学生との交流事業参加、そのほかには大学祭ですとか、あるいは大学での催し、事業等に、住民あるいは職員、中には小・中学生が事業参加するなどが想定されてございます。

現在、大学側とも協議する中、各課におきまして申込み提案シート、これは役場のフォルダ内に掲載してございますが、このようなものを提案し、各課から具体的な事業につきまして募集、問うているところでございます。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

幾つか具体的な内容を今、ご披露いただきました。大学の持つ食物栄養とかスポーツとか、そういう大学の持つ人的や知的財産を本町にもたらしていただくこと、そのことによって地域の活性につなげるということです。大学側にとっては、そのような社会貢献活動による大学のブランドの向上や学生さん個人や大学としての提携の蓄積となり、ウインウインの関係で互いに恩恵があるというところに包括連携の意義があると思います。結んだだけで本町も満足しているわけでは決してないというふうに信じてます。これからの展開について少し不安に感じてましたので、この議会でもご答弁という形で実施の確約をしていただけたらなと思い、質問させていただきました。それはもう私、今納得しましたので、続いての最後の質問に移ります。

健康寿命を延ばす多角的な取組についてということです。先日、役場の1階でふれあい大会がありましたよね。そこでも町長が健康寿命と平均寿命は近づけることが大事だというふうにもおっしゃっていましたがけれども、大体健康寿命というのは10年ぐらい低いんですよね、平均寿命に比べまして。そういう中、掲げたわけなんですけども、健康寿命を延ばすというところで、その取り組んでいることをお示しいただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

健康寿命を延ばす現在の取組といたしましては、住民の生涯にわたる心身の健康管理を支援するため、ライフステージに応じた健康診査を初めとする疾病の早期発見につながる各種がん検診、特定健診、成人歯科健診等の保健事業の充実に努めているところであります。特に受診率の低い各種がん検診及び特定健診については、引き続き受診率向上に向けた啓発活動を強化します。

また、住民一人一人の健康意識を高め、生活習慣病予防、重症化予防事業としての栄

養、食生活についての情報発信、運動習慣の定着化、糖尿病性腎症等重症化予防、認知症予防などへの住民の積極的な参加を促すため、医療機関との連携を強めながら正しい保健知識の普及のための健康教育や相談体制の充実に努めております。特に近年増加傾向にある精神疾患については、関係機関と連携して正しい知識の普及啓発や早期発見、早期対応に努め、症状の重症化を防ぎ、心の健康づくりの推進を図っているところです。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

いろんな健診の充実とか受診率の向上ですね。とか、ほかに体の面だけじゃなくてメンタルの部分でも取り組んでいるということでした。これらの取組も大事ではあるんですけども、この取組もずうっとかねてからされてきたわけで、特段杉原町政の新たな取組ではないなというふうに思うわけですが、新たなという部分での計画、これからですね、ございませんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

これまでの行政は、介護予防を行う介護保険担当部局、住民の健康づくりを行う保健衛生担当部局、健診を行う後期高齢者医療広域連合や国民健康保険担当部局がおのおのの制度、財源に応じて対応して事業を実施しておりました。それぞれの保有する情報や資源が共有されず、包括的な保健サービスを提供しにくい状況がありましたが、人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに暮らすことができる社会としていくため、市町村と後期高齢者医療広域連合が連携し、市町村において高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施できるよう法改正がなされました。

健康福祉部といたしましては、健康こども課、地域福祉課、高齢介護課、保険課の4課の各事業担当で組織する高齢者等保健事業と介護予防の一体的実施の実現を目指した一体化準備会を立ち上げ、各課が保有する各事業の集約と現状の確認をすることから始め、約2か年をかけて本町の課題を抽出し、今後の保健事業と介護予防事業の方向性を検討してきました。その結果、次の2つの課題が見えてきました。

1つ目は、ハイリスクアプローチとして健康状態が不明となっている高齢者の状況把握や、必要なサービスへの接続すること。2つ目は、ポピュレーションアプローチとして、通いの場等において、高齢者のフレイル予防の普及啓発活動から始めることの2点になります。

これらの課題の解決に向けた新規の取組を令和5年度より実施いたしたく、ただいま令和5年度予算の確保を目指し調整を図っているところでございます。事業の実施につきましては、健康福祉部内の各種高齢者福祉事業とリンクさせ、並走することで、今後の高齢

者の健康寿命の延伸等に寄与するものであると考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

保健事業と介護予防事業の一体化というお話がございました。実現に向けて予算編成に盛り込んでいると、現在、調整がなされているということですが、切れ目のない施策ができるのであれば、それも多角的な取組に値するものというふうに思います。ですが、これももちろん大事なのは前提としての再質問を行うんですが、健康寿命を延伸させようと思えば、もっと若い世代へのアプローチと、若いうちからの取組が大事になってくるというふうにも思います。

今奈良議員とも結構お話しするんですが、健康的な体づくりというのは若いうちからしておく。病院にかからない、お薬に頼らなくてもいいというような健康づくりを政策としてやっていくことが、医療費の抑制にもつながるんだというようなお話をよくするんです。ただ、それは壮大な医療政策でもありまして、一自治体で無理な話だよなというところで終わってしまうんですが、けど、それでも何もできないわけじゃないというふうにも思います。身近なところで、できる範囲で取り組むことも、町民の福祉の向上につながっていくものと考えております。

そこで、多角的と掲げた以上ですね、これまでの高めの世代に向けたものではなくてですね、若い世代の方にも目を向けた取組を行う必要があると思いますが、どうですか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

まだまだ新型コロナウイルス感染症が落ち着かない中でございますが、事業実施が難しい状況となっているところでございます。

新たな取組といたしましては、食育の推進を図ってまいりたいと思っております。特に栄養面での教室を実施し、健康に配慮した食生活の大切さの講義や、調理実習等を通じて一緒に食べる楽しさを伝えることなど、食育の普及啓発について考えているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員、3 回過ぎています。

9 番（前川 和也議員）

ちょっと部長からも出ましたけども、ここで先ほどの質問でもありました大学との公民連携でもまさに生かせる分野がここにもあるんだなというふうにも思います。これまでの食育というのは教育的な観点から考えられることが多かったと思います。泉元部長からの答弁ですので、健康という観点から用いるというふうに認識しましたし、そして若い世代

に実施するという言葉はなかったものの、若い世代へぜひという質問でのご答弁でしたので、これまでにないような角度からの多角的な取組であるというふうに思っていますので、ぜひ実施をしていただくように求めます。

ということで、質疑は以上となります。今回は選挙時に掲げた公約からということで質問させていただきました。公約で掲げた以上は、実現に向けて取り組まなければなりませんし、公約とちょっと違うことをなされるという場合は、それが町民のためになるのであれば、路線変更も1つの手法であると思います。しかし、その場合は丁寧な説明が議会と町民へ必ず求められます。残り2年の任期で公約を実現に導いていただきますことを求めまして、今回の一般質問、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井です。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

人口減少についてお伺いをいたします。私、毎年1回、この人口減少について質問をさせていただいておりますが、今年ですね、住民の方との会話の中でこんな会話がありました。「人口って、減ったら何かあかんことあるん。そら、税金は減るやろうけど、使うのも減るん違うん」と聞かれたことがあります。ちょっと返事に困りましたんですけども、町の人口が減ることによっての弊害をお話ししました。

ここにいらっしゃる方はご存じなので、これについて質問はいたしません。私がなぜ毎年人口減少について質問をしているのかを住民の皆さんに向けて簡単に説明をさせていただきます。

住民の方が言われたとおり、人口が減れば税金を納める方が減るわけです。地方税の収入が減ります。それと、人口を基に計算される地方交付税に影響いたします。つまり、忠岡町の歳入が縮小していくということになります。

次に、「使うお金も減るん違うん」という質問に対してですが、人件費などの経常的経費については、人口が減ってもほとんど減ることはありません。また、少子・高齢化が進めば、社会保障費などは増加していきます。また、店舗の閉店や空き家の増加などによる住環境や治安の悪化も心配され、町全体が衰退してしまうからです。

そこで、質問をいたします。前回、国勢調査が行われました令和2年9月末時点での忠岡町の人口は、住基台帳上で1万6,946人、7,840世帯でありましたが、本年、令和4年9月末での人口は、1万6,711人、7,928世帯となっており、2年間で235人の人口減。人口減少は全く歯止めがかかっておらず、転出数も転入数を上回って

いる状況が続いております。忠岡町はこの状況をどう分析し、令和12年の人口目標、1万6,336人に向けてどのように対応していくのか、お聞かせください。お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

総合計画では、2030年の人口目標を1万6,336人としておりますが、現在の人口減少が推移いたしますと、人口目標を下回るものと考えております。人口減少対策への取組といたしまして、子育て世代の25歳から49歳の男女を主なターゲットとして捉え、これらの世代に対する支援を行うことで、転出数の減少と転入数の増加を図り、持続可能なまちづくりを推進しているところでございます。

その取組といたしましては、今年度から出生したお子さんへの積み木をお祝いする事業や、10月から子ども医療費の助成対象者を15歳から18歳まで拡充、また4か月健診時、1歳7か月、8か月健診時、2歳6か月、7か月健診時に絵本を配布するブックスタート事業を、4歳児、5歳児にも拡充。また、スポーツに真摯に取り組む児童及び学生、アマチュアの方々を激励するため、スポーツ振興奨励金制度を創設するなど新たな施策も実施いたしました。

また、引き続き東忠岡地区認定こども園や子育て支援センターなどの整備、学力の基礎、基本の確実な定着を図るためのあすなろ未来塾の開設、英語検定受験料の補助、町内就学前施設に在園している3歳から5歳児の子どもたちへの給食費無償化も継続して実施しているところでございます。

他市町村ではない独自施策も数多く実施しているところでございますが、まだまだこれをうまく町外の方々にPRできていないことが課題として残っておりましたので、来年度リニューアル予定のホームページ更新に合わせ、若手職員からなる子育て支援チームを発足し、子育て支援施策を集約化して、誰もが分かりやすく、また検索しやすくなるよう取組を進めているところでございます。

すぐに効果として現れるかどうかは分かりませんが、より多くの方に忠岡町に住んでいただくため、引き続き魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。私も東忠岡地区認定こども園や子育て支援センターにつきま

しては大いに期待をしております。以前、何かの折に二重部長とお話しする機会がございました。そのとき二重部長は、このこども園に入園するために引っ越してきてくれるようなこども園をつくりたいと力強くおっしゃっておられました。私もそんなこども園にぜひなっていたきたいと思っております。

しかし、公室長、そのほかの事業については、子育て支援、教育支援といったしましては効果があると思えますし、回り回って転出数の減少につながると思うんですけども、これが即人口減少対策かといいますと、ちょっとしんどいかなと思います。

先ほど、来年度のホームページのリニューアルに合わせて子育て支援チームを発足するとおっしゃっておられましたが、一緒に人口減少対策チームも立ち上げていただいて、人口減少対策に直結するまちづくり事業を考えていただけませんかでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

人口減少対策につきましては、持続可能なまちづくりを進めていく上で非常に重要な課題であると認識しております。子育て支援チームにつきましては、縦割り行政という垣根を越え、町全体で検討していくという意識を若手職員にも持ってほしいという思いで発足いたしました。今後も引き続き若手職員の育成を図るため、また若手職員の柔軟な発想を生かした施策の検討も必要であると考えておりますので、人口減少対策をテーマとしたチームにつきましても今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。ぜひ検討をお願いいたします。

次にですね、ここ2年、ちょっと不思議な現象が起きております。人口が235人減っているにもかかわらず、世帯数が88世帯も増えております。この原因について、どのように分析されておられますでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

世帯増については、転入や結婚等による親世帯からの分離などによる増加が見込まれますが、人口減少にもかかわらず世帯が増加している原因については、現在ちょっと把握していないところでございます。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

私もですね、これ、介護保険とか高齢者施設なんかが原因なんかなと思ひまして、住民課と高齢介護課の課長さんと一緒に考えたんですけども、これやという原因は分かりませんでした。しかし、コロナ禍における世帯ごとに対する給付金事業ですね、これが少なからず影響しているんじゃないかなと私、ちょっと考えました。もしもこの給付金事業が原因の世帯分離であるならば、結果、低所得者世帯や非課税世帯の数を増やしてしまったことになってしまいますが、それに伴う忠岡町の今後の税収や保険料収入、財政支出についての影響を伺えますでしょうか。よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

財政支出については、特に影響はないと考えておりますが、世帯分離し所得が減少、低所得世帯や非課税世帯になることで、本町の諸施策において減免や軽減が適用された場合、諸収入の減収が見込まれます。また、税収入については影響ありませんが、介護保険料や国民健康保険料については世帯分離することで所得が減った場合、保険料の負担が減り、保険料が減収となります。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。これが原因やと決まったわけではないんですが、もしそうやといたしましたら、ちょっと考えてしまいますね。

次の質問に移ります。続きまして、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用についてお伺いいたします。

まず、忠岡町におきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援地方創生臨時交付金を活用し、忠岡町単独事業であります住民税非課税世帯等に対する生活支援金の支給を進めていただき、それにより約1,200世帯もの所得200万円以下の課税世帯への

4万円給付が先月実現いたしましたことを感謝いたします。

さらに、今回、政府は上記交付金の追加措置といたしまして、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を閣議決定いたしました。ちょっと似ていてややこしいんですが。忠岡町への交付金額などはまだ通知されていないことは承知しておりますが、現在は町民全員が物価高騰の影響を受けて苦しんでおられます。よって、今回の交付金については、所得制限などを設けず、給付金額は少なくなったといたしましても、町民お一人お一人に対し給付を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

近年まれに見る円安の影響など、ここ最近でのエネルギー価格や物価の高騰は、賃金が上がらない中での国民生活に多大な悪影響を与えております。将来的にも、いまだ先が見通せないウクライナ問題など社会情勢は極めて不透明であり、今後もさらなる物価の高騰が懸念されているところでございます。

議員仰せの交付金につきましては、現在のところ国からは通知されておらず、詳細や交付金額については分かりませんが、交付金が交付されるようになりましたら、このような状況を十分考慮しながら交付金の活用については考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

最後にですね、この忠岡町は人口1万7,000人に満たない、日本で一番小さい町であります。今回、私はこの交付金の分配をお願いいたしました。交付金の件に限らず、忠岡町では町民の皆さんの心を二分するような進め方、また収入などで線を引くような進め方は行うべきではないと考えております。

なぜなら、この人口1万6,711人の忠岡町のように小さい町は、大都市とは違って、行政と町民が一丸となって進まなければ、私は将来はないように思うからです。これからは忠岡町にはいろんな問題が発生すると思いますが、町民が助け合って仲よく暮らせるまちづくりをしていただきたいと思います。

これは質問に入れてませんので、もしなければ、このまま質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

今に対して答えはありませんね。

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

（「午前11時50分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

交通環境の整備と魅力的なまちづくりについて、忠岡町内には東西をつなぐ道路として、町のシンボルロードの町道中央線、コミュニティロードとして府道田治米忠岡線、町道大津川左岸線がありますが、特に通勤、通学時間帯には踏切周辺で交通渋滞が見られるということで、そこで質問したいことが、本町は鉄道により東西に分かれていることから、これらの東西をつなぐ道路の渋滞緩和、解消を図り、町の玄関口となる忠岡駅周辺の魅力向上、災害に強いまちづくりという点からも、東西をつなぐ道路について長期的な観点から整備を検討していくことが必要であると考えますが、町としてどのようにお考えか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

南海電車につきましては、本町の主要な公共交通機関であるとの認識をいたしております。また、忠岡駅は本町唯一の鉄道の駅であり、まちづくりの観点からも大変重要な役割を果たしているものと考えております。しかしながら、線路が東西の道路を横断するため、交通渋滞などを引き起こす原因ともなっております。

議員ご指摘のとおり、道路の渋滞緩和に対しましては、本町を総合的かつ長期的な視野で捉え、計画的に検討していかねばならないものと考えております。解決策の1つである連続立体交差事業に関しましては、他課とも連携を密にしながら計画に位置づけることができるかどうかを研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今おっしゃっていただいた連続立体交差事業というのは、次の2の質問でちょっと詳しくお聞きしますが、東西の道については、踏切の関係からも、さつき道路ですね、中央線のところの開かずの踏切とまでは言いませんが、住民からもよく話を聞きまして、特に中央線については臨海から上がってくる車や旧26ですね、左折、右折、踏切のほうに上がっていく車で渋滞するのをよく見ると。住民からよう旧26、旧国道の辺まで線路からずうっと渋滞していると。これ何とかなれへんのかと。市内みたいに1時間のうち52分も踏切が閉まっているとか、そういうことはないと思うんですが、やはり住民から見たら、かなり線路を渡るのに時間がかかるということで、何とかならないのかと。

そこで、ちょっと私も最近よく大津川の左岸線のところですね、よく通るんですけども、線路の和歌山側ですかね、あれを踏切のところをもうちょっと道路を大きく幅を広くしてもらったり、そういうことは、まあ言うたら踏切付近の道路の拡幅ですよ、その辺のところをどないか考えていただいてですね、今すぐというわけじゃないんですけども、その辺のところをちょっとお答え願えますか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

道路幅の拡幅につきましては、事業実施の可否も含め、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

簡単にね、道路をするというのはなかなか難しいことだと思うんですけども、これをきっかけにですね、何とかこう。今、一方通行じゃないんですけども、あの踏切の上で変わるというのがなかなかできませんのでね、みんなあそこを通るのを嫌がるということやと思うんですけど、それをちょっと広くしていただいて通りやすくなれば、さつき道路の渋

滞も解消できるのではないかと。いろいろ町としても、我々議員としてもいろいろ考えて、いい方向に持っていきたいと思いますので、その辺のところよろしくお願いします。

続きまして、(2)の質問ですが、人と人、人と町ですね、これをつなぐこれらの東西の道路の中で、田治米忠岡線、駅前の道ですね。町の玄関口となる忠岡駅周辺の魅力向上ということからも、南海線の高架ですね、高架の案件などについても、将来的な課題、ビジョンとして検討していく必要があると考えるんですけども、町としてこういう高架になるということに対してどういうふうなお考えを、今からやっとならないと急にはできない話だと思うので、その辺のところ、どうお考えかお示してください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

駅周辺のまちづくりのことも含めてかなと思います。高架化、いわゆる連続立体交差事業については、交通渋滞等、踏切事故の解消。2つ目に、分断されていた市街地の一体化を図りまして、区画整理や駅前広場などの整備と併せて、より良いまちづくりを進めることができるという点。3つ目に、高架下の利用ができる点。4つ目に、鉄道輸送量の増強を図ることができるという効果、4つの効果が期待されているということで、実は本町におきましては、昭和58年策定の第2次総合計画、またその後、平成3年度策定の第3次総合計画の中で、駅周辺の活性化と併せまして、研究、検討する必要があるとの記載がございました。

平成元年には、忠岡駅西地区、大体1.6ヘクタールでございますが、を中心とした駅前再開発事業と併せて、一定調査が行われた経過があります。当時は、権利者などによる組合方式、いわゆる第一種駅前再開発事業でございますが、と合わせた連立調査が進んでいたと聞き及んでおりますが、再開発事業における権利者との調整が非常に厳しく、連立事業の調査につきましても一旦終了したと聞き及んでおります。

連続立体交差事業につきましても、議員ご承知のように、先ほどございましたが、多額の事業費だけではなく、沿線の権利者との調整もあることから、実施まで大変長い時間を要するものと考えてございます。いずれにしましても、現在直ちに検討に入るというものではございませんが、議員申されました魅力あるまちづくりを進める上で1つの重要なファクター、要素として、町としても認識しているところでございます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

答弁の中で連続立体高架事業というので高架になると。これまでの経過ですね、状況等

について説明がありましたが、もちろん今すぐにできるものではないと。何十年もかかって、20年、30年後に高架になるとかいうのは結構分かるんですけども、先ほども言ったように、計画ですね。そして実際、工事期間とかかなり時間がかかるということですが、持続可能なまちですね、魅力あるまちづくりということからも、避けて通れない必要な事業であると思っております。

今、駅の周辺を見ますとですね、お店がどんどんなくなってきている状態で、最近も駅前のたこ焼き屋さんとかお弁当屋さんとか、ホットな情報というか何というか、駅前の居酒屋さんが昨日、11月30日で閉店するといううわさもちよっと聞いたんですけども、いろいろ知り合いから、夜、会ったら聞くんですけど、何か忠岡駅、真っ暗けになってきたなど、何とかならんのかいというふうなこともちよっと言われたこともあるんですけども、ほんとに魅力あるまちづくりへの状態ということを行っている状況ではないでしょうか。この点については、庁舎内や関係部局ですね、そして商工会とか南海電鉄、連携して協議を行ってもらって。商工会というたらいろいろ、忠岡だけじゃなく大津も皆あるんですよ。それに対して、やはりこの忠岡の駅の充実というか、図っていただくように相談していただいたり、具体的な案が必要だと思います。

そして、連続立体交差事業については、仮に岸和田側が春木駅からずうっとまた連続立体事業が行われてきた場合ですね。これ、忠岡町も本町もせざるを得んというふうになると思います。これが20年か30年先か、これは分かりませんが、やはり今からですね、誰かが言わんと始めないと思いますので、少しずつでも調査研究して、総合計画等に位置づけていく必要があるのじゃないかなと思います。以上2点について再度答弁お願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたとおり、連続立体交差事業も含めた駅周辺の活性化というのは大変重要な課題だということところは、重ねて認識しているところでございます。持続可能なまちづくりを進める上で、先ほど議員申されましたとおり、町の中の各関係部局は当然でございますが、商工会あるいは鉄道事業者さんと情報連携を密にすることがまず何より重要なと考えてございます。

また、総合計画につきましても、5年に一度、また見直しの時期もでございます。その中で、どのようにまた位置づけていくか。この点については、先ほど村田部長からもございましたが、関係の各課と連携しながら、また皆様からお知恵も頂き、またその位置づけ、どのようなものがよろしいのかということも共に検討してまいりたいと考えてござい

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

東西の道路整備というのはかなり難しいと思うんですけど、特に駅周辺ですね。このまちづくりについては、少し意味が違うところもあるかもしれませんが、よく「夢なき者に成功なし」と言われますが、やはり町としても将来のビジョンをきっちりと描いていただいて、町の計画等の中にも示していただいて、少しずつでも開発等、前に進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。続きまして、今、忠岡町でLINEを活用した情報発信についてということで、令和2年7月に忠岡町LINE公式アカウントが開設され、現在約6,000人の方が公式アカウントの友達登録を利用していただいていると聞いております。証明書の請求や予約作業などの行政手続について、LINEを活用した行政サービスの提供を行うことで、住民負担の軽減ですね、行政サービスの向上につながると考えますが、町としてどのようにお考えいただいているのか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

忠岡町のLINE公式アカウントにつきましては、議員仰せのとおり、この10月、先月で登録者6,000人を超えることができました。議会からもたびたびご要望の多かった写真やチラシ等の画像掲載も行い、おかげさまで皆様からご支援を頂いているところですよ。

さて、議員申されました証明書の請求や行事などの予約についてLINEでできないのかとのご質問でございますが、現在、まずは行事等の申込みや予約について一定検討できないかということを検討しているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

かなりこのLINEですね、私もちょっとやってるんですけども、LINEと鳴ったら見るということで、かなりこれはええなと思ってるんですけども、このLINEの下のほ

うにですね、ワクチンとかコロナの情報とか、いろいろ6つぐらいこの画面で分かるところがあると思うんですけども、その6つと言わず、それをもっと多くして、いろいろ住民にもっと通達するということができるように変えることは、できないんですか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたLINEのボタンの件でございます。現在、6つ設定ということで、現状、当初作成しました予算の中でさせていただいてるのがこの6つのボタンということでございます。コロナの感染状況が予断を許さない中、現在、ボタンのうち、6つのうち3つをコロナ関係で押さえさせていただいております。来年度、新たな設定が可能かどうか、現段階では確実なお答えは、コロナの状況もございましてお答えいたしかねますが、その際、取りあえずまずは現在、来年4月にリニューアルされるホームページにまずは設定してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、全ての項目について一度に実施することは大変難しいとは考えてございますが、議員申されましたとおり、住民負担の軽減と行政サービスの向上を目指して、引き続き努力してまいりたいと考えてございます。また、LINEのボタン項目につきましても鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

検討していくという答弁ですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。LINEというのは、我々はできるんですけど、お年寄りの人が果たしてやっているかということもあるんですけど、活用する人にとってですね、役所に行かなくてもよい、また役所に行っても待たなくてよい、できるだけ書かなくてもよいというような視点で取り組んでいただければ、サービスの向上につながるとともにですね、また、LINEの登録者も増えていくと思います。そして、年配の方にも簡単にですね、もっと扱いやすいようにいろいろ考えていただいて、あれもこれもと一度に進んではいけないと思いますが、ぜひその辺のところをよくお考えの上、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問です。大阪関西万博ですね、これが2025年、日本国際博覧会大阪関西万博が2025年の4月開催に向けて準備が進められているところであります

が、大阪関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」ということを現実にし、SDGsの達成に貢献するための理想とした未来社会づくりを挙げていくということで、目指す取組について、既に企業、団体、自治体が活動している例がありますが、本町地元自治体としてですね、持続可能なまちづくりの一層の推進と本町のまちづくりのPRを行う上においても、大阪関西万博に参加、活用するということが重要であると考えますが、町としてどのようにお考えか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

2025年4月13日から10月13日に開催されます、大阪舞洲で開催される日本国際博覧会、いわゆる大阪関西万博まで既に1,000日を切っている状況であります。

これまで2019年に国、地方自治体、経済界の協力の下、日本国際博覧会協会が設立され、その後、地域の未来社会を創造する全国の自治体ネットワークとして、2025年、日本国際博覧会とともに地域の未来社会を創造する首長連合、高石市長が会長でございますが、が設立され、本町も賛助会員として加入しているところでございます。

本年4月1日に、大阪府・大阪市万博推進局が設立され、6月には本町初め府内自治体に気運醸成活動への協力依頼がございました。忠岡町でも公用車にマグネット用の啓発のステッカーの配置や、またチラシの配布、またポスター等の配布を行っているところでございます。

今後、様々なまちづくりについて要請が来るものかなと考えてございます。本町もその機会を捉えて、まちづくりのPRをしていきたいとは考えているところでございます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

いつもホームページ等に掲載しておりますとか、ホームページでコマーシャルとかの感じでやっていらっしゃると思うんですけども、やはりなかなかホームページというのも、我々でもそうですけど、毎日つけて、一段ごとに見るとか、そういうことをやってる人、少ないと思いますんでね、何かまちづくりについて活用するというところで、駅でビラをちよっと職員一同、一同と言ったらおかしいな、配っていただいたり、こういうことをしますよと。この間の河川敷の社会現調というのがありましたよね。触れ合いみたいな感じで。それでももっと、ホームページに掲載するだけじゃなく、手でビラを配って何とか宣伝

するというふうな形を取っていただきたいというふうに思います。

そして、本町も予想以上に人口が減っていると。先ほども議員の中で質問もありましたが、その中においてですね、持続可能なまちづくりを進めていくとともに、人口減に歯止めをかけていくためにも、地元自治体として一緒になって取り組んでいける事業の推進や本町のPRにも活用していただきたいのですが、既に取り組まれている自治体等においてはどのような取組をされているのか。また、1990年、花博というのがあったんですけども、花の万博ですね。このときは自治体の日として、忠岡の日でしたか、そのような計画があったとお聞きしたんですが、そのようなことがあるのかどうか。それで、これからのことだと思うんですけども、あれば、今から計画をしておいて、そしてそういう忠岡町のアピールになるようなことを万博で伝えられるというふうに思うんですが、その辺のところどういうふうにお考えか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

万博につきまして、府内の市町村、どのようなことをされているかということですが、特にまだ子細な内容は確認はしてございません。ただ、各種事業に関連して啓発を行っているという自治体も聞き及んでおります。今後、本町でも各種事業での啓発、何らかのコラボレーション事業について検討する必要があると考えてございます。

1点あるのは、例えば商工会、駅で展示コーナーを持ってございます。商工会と連携して、その展示コーナーでいろいろなものを訴えていくということも考えてございます。

また、花博のことがございました。かつて花博におきまして、期間中、府内自治体の日が設定され、本町も期間中、2日程度、だんじりを会場まで搬入して、だんじりばやしの披露を初め各種団体の発表、柔道世界チャンピオンの正木選手のサイン会など町の魅力をアピールする催しをさせていただいたところでございます。今回、具体的に日の設定等、またそのようなことをいつ行うかということとはございませんが、あり次第、直ちに町の魅力を発信できること、どのようなことができるかということにつきましては、関係課とも連携をとりながら検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

具体的な計画はまだ決まっていないと思います。そして、そのような計画ですね、今おっしゃったように、正木選手のことを言っておられたんですけども、できるのであればまず、ぜひ本町を応援してくださっている歌人の赤井勝氏や、福岡ソフトバンクホークスの監督の藤本博史監督とか、いろいろ著名人ですね、この辺の人のところに協力を頂きなが

ら、いろいろイベントとか考えていただいてはどうかと思います。日本一小さな町の忠岡町ですね、これほどコマーシャルに出たり、一軍の監督をしたりというふうな人はなかなかいないと思いますので、その辺のすばらしさをもっと発信していただきたいと思うんですが、その辺のところをどういようようにお考えですか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されました赤井勝氏とか、町のいろんな著名人をお願いしてのPRということでございます。赤井勝氏におかれましては、忠岡町の親善大使でもございます。福岡ソフトバンクホークスの藤本博史監督も、シーズンが外れましたら、またそのようなお話もしたいなどは考えてございますが、いずれにいたしましても、町の著名人の方にもお願いしまして対応してPRしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

赤井氏につきましては、祭りのたびに帰ってきていただいて、いろいろご寄附いただいたりして、よく見かけるんですけども、藤本監督にしても忠岡中学、2人とも野球部の出身者でありまして、必ず協力はしてくれると思いますので、頼むのであれば、町長も我々も知らん仲ではないんで、こちらからお願いするようなことがあれば、いつでも言っていただければ伝えるということで、その辺のところをよく今から研究していただいて、必ず忠岡町のアピールをできるように、頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

一時は新型コロナウイルスも下火になり、コロナ前の生活を取り戻しつつありましたが、また徐々に新型コロナウイルスの第8波が拡大してきているようです。その上、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。国は、コロナワクチンとインフルエンザ

ワクチンの接種を打つように推奨しています。そして、コロナとインフルエンザを同時に感染することをフルロナと言われているようです。このフルロナは、海外のデータでは重症化するリスクが4.1倍、死亡のリスクが2.3倍との報告もあるようです。片方だけでも大変なのに、同時に感染することはなるべく避けたいことではありますが、目に見えるものではないので、基本的な感染予防に本当に気をつけていくしかないのかなと個人的には思っております。住民の皆様もくれぐれもお気をつけたいと思います。

それでは、一般質問に続けていかせていただきます。

お悔やみコーナーについて質問させていただきます。このことは、昨年3月議会でも質問させていただきましたが、親族がお亡くなりになられた後の行政の手続が煩雑であり、その上、何箇所も回らなければならないですし、住民サービスの向上のためにも忠岡町としてお悔やみコーナーをつくっていただきたいと要望させていただきました。

その折には、死亡届を出されたときに、お亡くなりになられた後の諸手続についてのお知らせをお渡しし、手続をしなければいけないことが各個人違うので、状況に応じて担当課を案内させていただき、また高齢者の方などには付き添って案内させていただきますとの答弁を頂きました。

住民の方のご相談に丁寧に取り組んでいただけるとのことでしたが、私も数か月前にご主人がお亡くなりになられた方に付き添って手続に伺いました。窓口での対応は良かったものの、ちょっと質問すると、うちの担当ではないのか、分からないので担当のところで聞いてと、ちょっと冷たい感じの対応でした。

各課の移動、本人確認書類や通帳など出したり戻したりの繰り返しですし、ご高齢の方なので一回一回ちゃんと元の場所に戻してもらわないと、入れた場所さえ分からなくなったり、書類を書くのも大変であり、本人確認など同様のことを聞かれては答えて、また書類に書いてと、本当に疲れてしまわれます。私から見ても時間もかかり大変で、名義変更などは慣れていないこともあり、手続が本当にややこしいと思います。ご高齢の方ならなおさらです。せめて1か所で手続ができるようになれば、移動することもなく、また本人確認など出したりしまったりすること等々短縮することもできるのではないかと思います。住民サービスを第一にとの忠岡町の取組から見ても、1か所で手続ができるようなお悔やみコーナーをつくっていかれることは大切だと思います。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

住民の死亡に伴う手続につきまして、死亡届提出の際に火葬許可書等とともに、役場関係での手続を担当課別に記載したお知らせをお渡しをし、ご遺族にお伝えをしています。後日、お亡くなりになられた方の必要な手続を行うため、ご遺族等が本庁を訪れ手続が行われる際に、多くは住民課の窓口で手続を行う担当課をご案内している状況でございます。

す。

本庁での手続につきましては、多くの窓口が1階フロアにありまして、大きく移動することなく現在は対応ができています。必要に応じて2階や4階にご案内することもあります。ご高齢の方につきましては関係課に付き添ってご案内をさせていただくなど、きめ細やかな対応をしているところでございます。

議員が先ほど申されました手続に来られた方がですね、少し親切でないといったところをお感じになられたというところは、大変申し訳なくは思うところでございますけども、現在行っているきめ細かい対応を職員一同心がけまして、このようなことがないように努めてまいりたいと思うところであります。

そのご質問のお悔やみコーナーにつきましては、死亡届出後の手続をワンストップで行うことができるなど、他の自治体で実施されていることも承知をしておりますが、本町は死亡手続件数が大きな市に比べたらかなり少ないということもございます。先ほど申し上げましたきめ細やかな対応を心がけまして、引き続き他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。窓口対応の方にもよると思うんですが、きめ細やかな対応が可能と言われていまして、そうでないと思ったこともあったので、またそこはちゃんとしていただきたいなと思います。

役場に来るのも慣れてなくて、言われたことにも戸惑われ、その上、どこに何課があるのか、また先ほども申し上げましたが、書類を書くのも何度も同じことで、特にご高齢の方には本当に大変です。手続に来られたときには、最初に来られた課で手続をできるような体制をとっていただけるように、住民さんがあっちこっちに行くのではなく、もっと便利なほうへと改善していただければと思います。

ご遺族の負担軽減を図るためにも、お悔やみコーナーを設置して、ご家族がお亡くなりになられた後の死亡後のための案内書を作っていただきたいと思います。そして併せて、その後の手続をしなければならないこと、例えば金融機関や年金事務所などの手続をしなければならないことや、何をすればいいのかも分からない方などのご相談にも親切に受けいただき、案内してもらえる場所があれば、さらに住民さんが安心されると思います。そのような場所をつくっていただきたいと思います。

家族や大切な方を亡くし、悲しみの中にいる遺族の方々にとって、死亡、相続に関する手続は大きな負担となります。多くの部署を回り、慣れない申請等の手続等は、できるだけ軽減する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ご家族を亡くされて初めて経験された方にとりましては、議員申されたとおりにかと思えます。本町で行う手続としましては、死亡届と国民健康保険、国民年金、障がい者関係、介護保険、また飼い犬を持たれている方は飼い犬の手続、税金、子育て関係等の手続がございます。

議員が先ほど申されましたように、本町以外の手続としましては、年金事務所の手続であつたりとか、金融機関、生命保険会社、電気、ガス、水道などインフラ関係の名義の書き換え、また勤務先等の手続が想定されるところでございます。

このように、ふだん行っていない作業を行うということは大変なことだと思います。先ほど議員おっしゃられましたように、丁寧にご案内するとともに、本町においてどういったことができるのかということについて、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。住民サービスを第一にと忠岡町はいつも言われています。ぜひご遺族の負担軽減を図るため、お困りの方に寄り添っていただけるようによろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。女性の負担軽減についてお聞きします。生理の貧困についてですが、まだ公共施設や学校のトイレには置いていただけていないので、再度お願いしたいと思い、質問させていただきます。

「みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した。他のもので代用している等の結果が出ていて、また貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあることで、公明党議員団で要望書を提出させていただき、忠岡町ではお困りの方に社協で配布していただき、小・中学校でも保健室において申し出たら配布していただけるとお聞きしましたが、今までに社協では何人に配布され、小・中学校では月に何人で何個ぐらい配布されましたでしょうか。そして、それは現在、継続できているのでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの社会福祉協議会で生理用品をお渡しした人数につきましては、福祉部局に代わって答弁をさせていただきます。令和4年9月現在で76世帯、110袋になります。

また、本町の小・中学校におきましては、従前より保健室に生理用品を常備し、児童・生徒が必要と申し出た場合、個別に対応してきたところでございます。

議員お尋ねの町内の小・中学校における1月当たりの生理用品を受け取りに来た児童・生徒の人数につきましては、統計をとってはおりませんが、学校に確認をしましたところ、小・中学校で平均して1月に約三、四名とのことです。

また、受け取りに来た理由としましては、「学校へ持参することを忘れたため」というものがほとんどでした。その後も継続して受け取りに来る児童・生徒は、現時点ではないと聞いております。現状もこのような対応をさせていただいております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。継続していただいているのは本当によかったんですが、やはりデリケートなものなので、もらいに行くというのはハードルが高いのかなと思います。海外では生理の貧困が社会問題となったことから、生理用品の無料配布が行われ、公共施設での配布が当たり前になっています。また日本でも、多くの自治体や施設で無料配布をされています。

近隣の自治体の熊取町では、庁舎5か所のトイレにO i T r（オイテル）無償提供機器が設置されていて、熊取中学校はトイレに生理用品を設置されているそうです。また、泉南市でも小学校1校のトイレに設置されています。そして、お隣の泉大津市さんは公共施設また市内に11ある小・中学校の女子トイレにも設置されています。保健室に行って受け取る形のとときには月に数回しか申入れがなかったものが、トイレに常備するようになってからは1か月に20から30個ほど補充すると言われていました。

以前質問させていただいたときの答弁で、「学校のトイレに置くといわずらされるのではないか」と言われていましたが、そんなこともないようで、「学校のトイレに生理用品があることで、誰もが自然に使えることが正しいことだと小学生のうちに認識してもらうことは大切だと思う」と教諭も言われていますし、また泉大津市の女性活躍推進担当長は「生理というのは女性特有の現象ではあるが、トイレにトイレットペーパーはあるが、生理用品は置いていないので、必要なときに無料で使ってもらえるようにした。民間の事業者にも展開してもらいたい。男性や民間の事業所にも生理やジェンダーギャップについて理解してもらえるきっかけになればと思っている」と言われています。本当にすばらしい取組だと思います。ぜひ、忠岡町でもそのような思いで取り組んでいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

小・中学校のトイレの生理用品の無償配備につきましては、再度学校にも確認をいたしました。個室という構造上、管理が行き届きにくく、いたずらなど様々な事象が発生することが懸念されるとのことでした。これらのことから、児童・生徒が身につける生理用品をトイレに置くことは、現状では困難とのことでした。

各校におきましては、女子トイレの個室に生理用品を保健室で受け取れる旨を掲示し周知を図っているとのこと。引き続き保健室において個別の対応を丁寧にさせていただきたいと考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

1点ございました、せんだって議会でもございました、いわゆるオイテル、生理用品の無償の機器ございます。当初私どもも今年の1月に、この業者とヒアリングを行い、申込み依頼をさせていただいたところでもございました。業者からも直ちに対応するというのでやっておりましたが、その後、世界的な半導体不足、また中国に生産基地がございまして、ゼロコロナ政策等によりまして一部の部品が入手困難な状況が続いていると連絡がありました。生産が大幅に遅れる状況で、現在、生産が止まっているという連絡もいただいているところでございます。

ただ、本町につきましても、早い段階で申し込みさせていただいてございますので、先方より、令和5年4月以降、以降と言っておるんですけども、をめぐりに展開できるように進めていると連絡があったところでございます。生産再開のめどが立ち次第、今後詳細につきましてもまたご報告させていただき、設置について検討、実施を進めてまいりたいと考えてございます。なお、施設につきましては、役場、文化会館等の公共施設を予定しているところでございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。子どもの学校でのいたずらというのもあったんですけど、先ほども申し上げましたように、大津ではそういうこともないということもおっしゃってありました。また、他の地域の調査でも「子どもたちは保健室にもらいに行きにくい、トイ

レに置いてあればありがたい」の声もありますし、中にはお小遣いで生理用品を購入している子どもさんもいるようで、「助かる」との声もあります。特にコロナ禍が続き、生活が大変な中、少しでも応援していけるのではないかと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、先ほどまた答弁いただきましたオイテルなんですけども、なかなか本当に今、オイテルというのは持続可能な仕組みになっていて、すばらしいんですが、本当に注文が殺到しているということもお聞きしております。製造が追いついてないこともお聞きしているので、また、令和5年4月以降にということも今答弁いただいたので、本当にそれを楽しみに待ちたいなと思います。子どもさんの分もまたしっかり、学校のほうでもちょっと検討を再度していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

3番、公明党の北村でございます。ただいまより一般質問を行います。

まず、地域介護・福祉空間整備交付金の活用について、お伺いをいたします。

厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災、減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業と伺っております。

年々、激甚化、頻発化する自然災害や感染症等から、施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しすることは大変重要であり、事業者のニーズを把握しながら地域介護、福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用すべきと考えますが、本町のこれまでの取組、また見解をお伺いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

地域介護・福祉空間整備施設交付金は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、厚生労働

省が介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等の費用を補助するものでございまして、本町では平成22年度に当該交付金を利用してスプリンクラーを整備した事業者があるほか、今年度におきましても2件の問合せを頂いているところでございます。

高齢者施設における生活環境の改善及び安全性に寄与するものでございまして、整備を推進し、地域の施設利用者が安全・安心に過ごせることができるよう、交付金のさらなる周知や制度の活用、支援に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今ご答弁いただきましたように、平成22年度にスプリンクラーの設置で利用されたという事業者があるということで、今年度は2件の登録、申請があったということで、事業所としては忠岡に、私も数ははっきり記憶といたしますか把握しておりませんが、結構な数があると思うんです。その割合からすると、この数字から見た場合は非常に少ないのかなと思います。

これは当然、行政からそういう周知といたしますか案内といたしますか、当然いつていると思うんですが、その中で国が2分で1補助して、事業者4分の1で、町が自治体が4分の1というところで、その辺の費用の負担のこともあるのか、知らないことはないと思うんですが、そういう施設には当然、先ほどの冒頭の質問でも、忠岡町の住民の方も当然いらっしゃるわけで、その方々の安心・安全にとってもやはりそういったところに積極的に補助金を活用して、事業者にそういった整備といたしますか、そういったことを促すべきだと思いますけども、何でなんでしょうかね。当然事業所計画も立てないけない。それほどの費用負担も感じないというのか、その辺の利用の少ない原因というのをちょっとやっぱり調査すべきではないかと思います。

1つは、平成29年でしたか30年でしたか、台風21号ですか、9月にあったと思います。このときに、ちょっとお伺いしますと、役場の職員さんがそういった施設に、給水等のことでちょっと走り回ったということもお伺いしておりますので、これについてもそういうことのないように、当然職員さんは職員さんでなければならない、そういったところにあるので、人のいろんな方の質問の中でかなり職員さんも不足しているようで、十分行政としてはやりたいけど、なかなかいろんな面で職員さんが少ない、そこまで手が届かないという部分もちょっと伺えますので、しっかりとそこは行政で、できるだけ負担の少ない形でサポートしていく、あとはその事業所、事業所でしっかりと対応していくということが大事ではないかと。何でもかんでも行政に頼られるとやっぱり限りがございますので、その辺も含めて、その辺の事業所への案内といたしますか啓発といたしますか推進とい

いますか、その辺についてどのようにお考えか、よろしく申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

この交付金は、毎年春頃に申請の案内が本町に届きます。申請期間も国に提出するまで期間が短くございますので、毎年ある交付金でございますので、その辺は事業所さんも準備していただいて申請の手続ですね。我々のほうはそれのミスがないようにその書類の確認とかもさせてもらいたいと思っています。また、事業所さんがこの交付金についてどう考えているかにつきましては、ちょっと改めて個別に聞いていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

申請時期もあるということで、今部長から答弁いただいたその時期になれば、事前にそういったことの補助金が活用されますよというようなことも案内していただけたというお話でした。で、何が使いにくいのか、あえてそこが使うようなこと、その辺もちょっとやっぱり、今ご答弁ありましたが、ちょっと調査していただきたいと思います。今、本当に災害なんていつ起こってくるか分かりませんので、少しでもできる限りの対応をしていただき、施設にいらっしゃる高齢者の方々、高齢者だけじゃないですけども、そういった方々の生命を守っていくということが一番なので、非常にご苦勞な私、事業だと思えます。そういったことを含めて今後しっかりとその辺の推進、使いにくいのかどうなのかと、その辺のことも含めて調査していき、使える補助金はしっかりと活用していくという観点から事業所のほうにも協力いただくということで、よろしくお願いたします。

続いての質問でございます。発達性読み書き障がい、ディスレクシアについてお伺いをいたします。

発達性読み書き障がいであるディスレクシアは、学習障がいの1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患で、知能や聴いて理解をする力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障がいであるということをお伺いしております。

主な特性は、通常読み書きの練習をしても音読や書くことの習慣が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない、またよく間違える。文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに

時間がかかるため文章を書くのに時間がかかる。このような特性があるようです。

ディスレクシアは日本の小学生の約7～8％に存在するとも言われており、したがって、読み書きを苦手とする児童はクラスに平均2～3人いると見られております。ディスレクシアは、周りの人が理解し適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされております。そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制についてお伺いをいたします。現在、本町の学校現場においてディスレクシアの疑いがある児童・生徒をどの程度把握しているのか、お伺いをいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのディスレクシアは発達性学習障がいの中で、文字を読むことに困難がある障がいを指すものと認識しております。

主な症状としましては、個人差はありますが、大きく2種類に分けられ、1つは文字と音が結びつかないことや単語が理解できないなどの、文字の読み方が分からない場合があると聞いております。

もう一つは、文字がにじんだり、ぼやけたり、ゆがんだり、鏡文字や点描画に見えたりするなどの、文字の形が分からない場合もあると聞いております。

ディスレクシアの疑いのある児童、生徒につきましては、学校にも確認をいたしました。現時点ではいない状況でございます。

3番（北村 孝議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

現時点ではないということで、幸いではございますが、今後そういったお子さんが出てくることも想定されます。そういったことを早期に発見できるように取り組むことも考えますので、何か検査的なことを行っていくのか、この辺についても見解をお伺いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

早期発見の取組につきましては、就学前から子どもにとっての困り感を心配される保護者への就学相談を丁寧に行い、就学前施設や保健センターと連携しながら把握に努めております。各校におきましては平素から様々な要因でつらい思いをしている子どもたちに寄り添った教育活動に努め、子どもにとっての困り感などを常日頃から保護者の方が相談しやすい学校づくりに努めております。今後も子どもたちが豊かな学校生活を過ごしていけるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。今、理事のほうから答弁がありましたように、ご家庭と保健室ですか、この辺との連携が非常に大事だと思います。親御さんも気づかない部分もあるのかなというところもありますし、これまで以上に連携を密にさせていただいて、寄り添っていただいて、しっかりと育んでいくというか、そういったところに引き続き継続して取り組んでいていただきたいと、このように思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。これより一般質問を行います。

まず最初の質問です。ゼロカーボンシティの表明についての質問を行います。

地球温暖化は世界に様々な問題を引き起こしています。2020年12月に世界気象機関、WMOが発表した報告書では、産業革命以前の地球の平均気温より1.1度から1.3度上昇していることが報告されています。

また、別の資料ですけれども、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第6次評価報告書による報告では、こちらの資料になるんですけども、対策を何もしなかった場合、2100年には5.7度、地球の平均気温が上がると示されています。

このように、毎年のように異常気象による河川の氾濫や土砂災害、熱波などの災害が世界各地で発生し、さらに上昇すれば海面の上昇や干ばつなど、甚大な被害の発生が出てきます。今年もパキスタンで50度前後を記録し、7月から8月には山岳地帯で氷河湖が決壊して洪水が発生、国土の3分の1が浸水したと伝えられています。ロイター通信によると死者が約1,300人、被害総額は約1兆4,000億円に上ると伝えられました。

海面上昇の問題は深刻で、太平洋の海拔の低い島国では畑や井戸に海水が入り込み、作物や飲み水の確保が難しい状況となっています。太平洋の島国ツバルでは平均海拔が1.5メートル程度であり、温暖化により海面が上昇し、海に浸水したもともとあった陸地のところから、環境問題について訴える外相の姿を見ました。それでより深刻さを感じます。2002年7月からニュージーランドへの移民計画が、ツバルでは始まっておりません。ツバル政府は、環境難民であると国際社会に訴えています。

今や気候変動は気候危機となり、さらに人権問題にも発展しています。だからこそ世界規模で温暖化をストップさせる取組を一人一人が真剣に考えていかなければなりません。私たちの子や孫の世代に住みやすい環境を維持することが、今を生きる私たちの使命であります。

世界で2050年、カーボンニュートラル、二酸化炭素排出、実質ゼロを目指し、様々な取組が行われています。日本でもカーボンニュートラルを目指し、国や各自治体で様々な取組が始められており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明している自治体が増えています。大阪府も表明しており、府下の市町村、25の自治体でも表明しております。

ここで伺いたいします。将来の環境を守るため、忠岡町もゼロカーボンシティの表明をする必要があるのではないのでしょうか。そのお考えはいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

地球温暖化に起因する気候変動に対応するため、地球温暖化対策の推進に関する法律において、国及び地方自治体は温室効果ガスの排出の抑制等のために総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものとされています。

これらを踏まえ環境省では、2050年にCO2を実質ゼロにすることを公表した地方自治体をゼロカーボンシティとして公表、発信しており、本町としてもこうしたカーボンニュートラルに向けた動向を注視をしております。

環境省が公表している自治体排出量カルテによりますと、本町におけるCO2排出割合として産業部門が37%、運輸部門が32%、業務その他部門が13%、家庭16%、そ

の他2%というふうに記されています。

二酸化炭素の吸収源である山林を有しない本町にとりまして、温室効果ガス排出削減に係る技術革新が進めば2050カーボンニュートラルも可能になるかもしれませんが、現状ではその裏付けがないという状況でございます。現下の状況ではCO2削減に向けた取組を進めつつ、実効性の高い施策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほど担当部長のほうからゼロカーボンシティについての意見がありました。その中で忠岡町は確かに山林がないので、CO2を吸収するということは少ないです。ただ、やはりそれが少ないということは、CO2排出を抑えるという言葉がこれから必要になってくると思います。

先ほど担当部長からも、今後技術的な革新があればゼロカーボンシティの表明をするかという可能性を示されました。そこで、そういう状況ですけれども、やっぱり環境問題についてはいち早く取り組まないといけないと思います。

環境省で、表明の方法としまして、議会の中で2050年、二酸化炭素実質ゼロを目指すことを首長が表明することで宣言となります。町長の、将来の地球環境を子や孫の世代へバトンタッチできるよう表明していただきたいのですが、いかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

先ほど担当部長のほうから答弁がありましたように、現状では、ただいま考えていないというところでございます。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

それはあくまで表明することが目的ではなく、二酸化炭素を減らしていくということが目的なので、今後、技術革新等々、あとは地球の温暖化、さらなる大変な状況になったときにはいち早く表明していただきたいものと思います。

続いての質問に移ります。ごみ処理方針の公民連携方式についてということの質問に移ります。

9月にふれあいホール、11月に各地区でごみ処理方針の説明会が開かれました。「今

回の公民連携方式がより安価であり、住民サービスの低下もせず、定性比較もよいということで第1優先方式として採用した」という説明があり、詳細な説明、費用想定がその中では示されませんでした。

8月24日に議会へ示された費用想定の中で、施設整備費用の項目に金額が示されておらず、備考欄には「施設整備費の行政負担はなし」と記載がありました。その後にかかれた特別委員会で、「公民連携方式では2024年度から運用開始予定のごみ中継施設の建設費用や既存施設の解体などの費用がごみ処理単価の委託料に跳ね返る可能性があり、その分も含めている」という答弁がありました。

また、現在公募している中の提案募集要項では、中継施設設置に向けた調査、計画、設計費用、新施設ができた際の中継施設の解体費用、新施設の調査、計画、設計業務の費用、現在のクリーンセンターの撤去費用、新施設の建設撤去費用など、ほとんどの事業が事業者負担となっています。

今回、特定目的会社、SPCという民間会社に忠岡町の一般廃棄物のごみ処理を委託するわけです。当然、民間の企業ですから、そこでは利益を得ようとしています。産廃受入れの収入、発電による売電収入だけではなく、忠岡町もごみ処理の量に応じて委託料を支払うこととなります。しかし、ふだんごみ処理の費用に加えて、先ほど申し上げた各事業費の上乗せがされても当然であります。

今回、8月24日に忠岡町が議会へ示した公民連携方式の費用想定の中に、これらの事業負担を全て織り込んだ上で示されたのか、いま一度確認したいと思います。答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員の皆様にも説明した費用想定ですが、これはあくまでもごみを処分する費用でございまして、公民連携の施設でありますので、施設の建設等は当然ながら民間事業者が負担をするということになっておりますけども、現施設の解体費用であったりとか、その他周辺整備の費用につきましては、今後基本協定を締結し、実施協定を結ぶ中で協議していくものというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

これもほとんど住民説明会とか特別委員会で出された答弁とほぼ同じであります。結局、今の段階では中身が全く出てこない。で、この建設費用に関しても今後、委託料に上

乗せされるか、上乗せするかどうかのことも示されない。このまま全く分からないままでは、やはりなかなか住民に理解を求めるのは厳しいと思います。

この事業費について、例えばごみの処理量によって、その事業費全体に忠岡町のごみの量と案分して、どのような形で委託料に上乗せされるのか。また、この委託料についての計算の根拠は何か、そういったことが住民が費用想定を知る上ではとても大事じゃないでしょうか。一般廃棄物の委託に関しての処理の計算方法というのは環境省の中にも示されています。そういった計算式を使つての根拠を示す必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、ご質問全体、前段の町内10か所の自治会館で、住民説明会で公民連携協定方式が一番安価であるという説明のみで、詳細な費用想定が示されていないことということが質問表に載せられておりました。私ども、住民の皆様にも説明した内容としましては、令和6年4月以降のごみ処理について、忠岡町単独処理、広域処理、そして公民連携処理の3方式について定性的に比較検討した結果、公共と民間事業者が連携してごみ処理事業を行う公民連携処理を優先事業方式として選定したことを説明申し上げておまして、金額で選定したわけではないと繰り返し申し上げてきたところでございます。

それと、ごみ処理費用の計算につきましては、施設の建設費用につきましては、これは事業者が負担しますので、後々我々が払うごみ処理委託費用に含まれることはないと考えております。私が申し上げたのは、既存施設の解体費用であったりとか、その他周辺整備については今後の協議によって決められていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの安価の件に関しては、私もちょっと説明会では確かにされてなかったと記憶していますので、ちょっとそこは訂正させていただきます。

先ほどの委託料、事業の件に関してなんですけども、先ほどの説明であれば、これ以上さらに負担が増えるということになってしまわないでしょうか。その周辺施設の費用とか、そういったものの費用負担が委託料に上乗せされる、そういうことであればもう一度委託料の計算というのは再度し直したほうがいいんじゃないでしょうか。それで、このケース3で示されている年間平均町負担費用、こちらについても事業費が全て含まれている

形での計算になっているのでしょうか。

その2点についてお伺いいたしたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

一応、参考の値として説明させていただきましたけれども、この費用につきましてはごみ処理費用ということで、忠岡町単独処理、広域、またこの公民連携におきましても、解体費用であったりとか、例えば土壌検査をしまして何かしら処理費用が生じたりとか、この辺の費用はどのプランの中にも入っておりませんので、そのこのところについては事業者と今後協議ということをございまして、そもそもごみ処理費用についてはそうした費用は含まれてないということを考えておりますので、ごみ処理費用と、その解体費用であったりとかいう費用はちょっと別に考えていただきたいというふうに思っております。しかしながら、その辺の費用をできるだけ安くしていくように交渉はできるだけしてまいる所存ではございますので、そのこのところもご理解いただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

では、これも質問できないと思いますので、確認ということで、最初に示された人口1人当たりの1万6,000円というごみ処理費用というのは、3万6,000円、現在の。今後も費用負担についてはきちんと計算していただいて、住民に示せるような形にはしていただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

私が今回、冒頭に地球温暖化の対策がいかに重要かという話を行いました。地球規模の環境を守るため環境問題を真剣に考えている世界の国々は、二酸化炭素の排出抑制を促進するため、カーボンプライシングが導入されているところがあります。

その中の1つ、炭素税というものがあり、1990年にフィンランド、ポーランドで導入されたのを皮切りに、2021年4月時点で35の国、地域で導入されています。日本においても2012年、地球温暖化対策税、温対税として導入されていました。

そこで、お伺いします。今回の費用想定の中には炭素税の見込みについては考慮されていますか、答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

温室効果ガス排出削減のための政策ツールの1つとして炭素税、排出量取引制度など、カーボンプライシングを導入する国、地域が拡大しています。我が国におきましても低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策を初めとする地球温暖化対策を強化するため、平成24年10月1日から地球温暖化対策のための税が段階的に施行され、平成28年4月1日には導入当初に予定されていた最終税率の引上げが完了しています。

この税制は、石油、天然ガス、石炭といった全ての化石燃料の利用に対し環境負荷、CO₂排出量に応じて広く公平に負担を求めるもので、国内のあらゆるものの原価に潜在的に含まれるものであると認識をしております。事業活動において化石燃料を使用する現状はありますが、今回の事業において特に考慮することはないと考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

確かに私も調べていく中で、廃棄物処理場のこの炭素税に関する考え方というのは、現在のところは特に影響するところではないという回答もいただいております。しかし、これから、日本の炭素税とも言われる地球温暖化対策のための税の税率は諸外国と比べてもまだまだ低く、実効的な二酸化炭素削減には至っていないところであります。

環境省は二酸化炭素削減の対策として、今後長期大幅削減につながる十分な価格水準、段階的な上昇が必要との対応策も示されています。今後、地球温暖化対策として、排出される二酸化炭素に炭素税や排出量取引等の費用がかさむ可能性があります。そういった費用についても想定すべきではないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員お示しの税につきましては、もともと化石燃料取引に、輸入したりとかして取引する際にかかる国税でございますので、我々地方自治体がちょっとそれに上乗せをしたりとかすることが基本的にはできないものになっておりますので、ちょっとそれは実現不可能かなというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

それは当然分かっています。今後、CO₂の排出に向けての税金が取られる可能性があるというのは言われています。そのために今回、200トンの炉を造るということで、当

然CO₂の排出量はかなり増えます。その分に対しての税金というか、そういった費用が今後発生するというのは当然考えるべきだと思います。そういった想定ができていくかどうかの確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

住民説明会の中でも何度か説明いたしましたけれども、今回のこのごみ処理の新しい計画ですね。200トン規模で、今現在はごみを焼却するときの熱を、エネルギーの回収、できておりませんが、新しい施設におきましてはエネルギーとして回収することができます。このごみの約半分以上が自然由来の廃棄物、バイオマス系の廃棄物と言われておりまして、こちらで発電された電気は再生可能エネルギーということになっております。この再生可能エネルギーというのは化石燃料を使わないエネルギーでございまして、また食品であったりとか木材であったりとか、その成長過程においてCO₂を吸収しているという面がございまして、その点だけでCO₂を削減されるということも環境省のほうも言われております。そうしたことから、単に200トン規模になったからCO₂が増えるということではなくて、今回は高効率な発電を行うことによりましてCO₂削減にも一定効果のある事業であるということも一定ご理解いただけたらと思います。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの答弁では、今回の発電の施設、何かバイオマスという話は出てましたけれども、確かにバイオマスであればCO₂の発生というのは抑えられます。しかし、これが熱利用の、排熱利用のサーマルリサイクルであれば、今の国の制度では確かにCO₂分を回収することになっていきますけれども、ヨーロッパではそういうこと、認められていません。あくまでCO₂を出してるからということで、そのCO₂の温室効果を出しているということになります。そういったことも考えて今後の費用想定もしていただきたいと思います。

時間がないので続いての質問にいきます。これも先ほどの質問と同じですけれども、今後についての、社会状況に応じて委託料が高くなる可能性があるかということです。

先ほどから世界の温暖化対策で、二酸化炭素排出を抑制するためにさらなる税金がかけられる可能性があることを述べました。それだけではなく、設備費用の高騰、産業廃棄物処理料金の高騰、人件費の上昇など様々な値上げが想定されます。特別委員会では「ごみ処理単価を協議の上、上限、下限を設定し、その範囲を超えないようにする」と回答がありましたが、その範囲を超えた場合、特に上限を超えた場合、事業者から委託料の値上げの要請が来ます。忠岡町は忠岡町のごみを焼却してもらわないと立ち行かなくなるので、どうしても値上げの要請を受け入れなければならない状況になります。そういった将来リ

スクの対応について、忠岡町の対応をお聞かせください。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ごみ処理委託契約につきましては、ごみ処理、ごみ中継事業と仮称地域エネルギーセンター事業、それぞれの実施協定に基づきごみ処理委託契約を締結する予定でございますけれども、その契約内容につきましては今後検討してまいります。

ご質問の委託金額の変動につきましては、一般的には社会情勢の変化、最低賃金などの見直し、燃料費等の変動に対し双方協議の上、契約に基づき見直しをされていくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

当然、その当時の状況には応じますけれども、やはりそれは今、状況が分かっていない状況なんで、費用想定は厳しいところではあります。そういったことも今の情勢を考えた上で、これも費用想定に加えないといけないかなと思います。

ちょっと時間がないので、ここでこの質問、終わります。

続きまして、児童発達支援センターの設置について質問いたします。

第2期障がい児福祉計画で、令和5年度末までに児童発達支援センターを、圏域をも含めて1か所設置が計画されています。この児童発達支援センターというのは、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児とその家族のための相談や養育など、総合的な支援を行う施設です。第2期障がい児福祉計画で第1期の目標と結果について、児童発達支援センターの設置について目標を掲げていましたが、結果は未達成で、理由として近隣市との共同設置に向けて市内で協議中ということでした。現在、設置に向けての協議を行っているとのことですが、現在の状況と調査をどの程度行っているのでしょうか。また、設置に向けての進捗状況を教えていただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町と隣接している自治体の設置状況についてご報告させていただきます。岸和田市におきましては直営で1か所設置済みとなっております。和泉市はプロポーザルを経て1か

所設置済みとなっております。泉大津市におきましては指定管理で1か所設置予定となっております。現在改修工事を行っており、事業開始は来年度からという状況を伺っております。

また、児童発達支援センターの本町での単独設置につきましては、財政的に大きな負担となりますことから、圏域での確保に努めているところでございます。その際、本町の対象者も利用できるよう近隣市と協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

隣町、泉大津市さんのほうで来年4月から児童発達支援センターが、指定管理ですけども、スタートするというので、できればそちらのほうにも協議して進んでいてもらいたいと思います。

時間がぎりぎりなので、最後の質問を行います。障がい児の地域共生の社会を目指すためにということで質問させていただきます。

障がい児の自立に向けての取組として、様々な訓練があります。言語療法、作業療法、社会生活機能訓練、認知トレーニングなどがあります。障がいを持った方が安心して地域で暮らせる忠岡町を目指すため、こうした訓練は必要で、重要であります。しかし、訓練を希望する人は多いですが、対応できる事業所が少なく、また低年齢の方が優先になるので、小学校の高学年以上がなかなか受けられない現状であります。忠岡町内で自立に向けた様々な訓練を受けられるような環境整備を行っていただきたいと思いますが、今後のその取組はいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

時間がまっていますので、この答弁をもって終了といたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童発達支援・放課後等デイサービスの事業を展開している事業者は、町内で5か所あり、それぞれ特色のあるプランを用いて療育の訓練に取り組まれております。近隣市においてもたくさんの事業所が開業されており、利用者にとっては選択肢の幅が広がっているように思われます。

議員仰せのST等の資格等については、事業所側においても現在募集をしているなど、利用者のニーズに応えるよう努力しているところでございます。本町におきましてはそのような情報の収集に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

（「午後2時30分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時45分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今、忠岡町が計画しているクリーンセンター跡地に産業廃棄物施設を建設しようとしていることに関連した質問をいたします。

気候変動が自然災害、沿岸域に及ぼす影響として、短時間豪雨や大雨の強度、頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風、大型台風の増加などが懸念されております。気候危機と呼ぶ気候変動問題の切迫性は、2021年に開かれた国連気候変動枠組みの条約で「温室効果ガス削減のより高い目標を示さなければならない」と述べています。特に温暖化の原因となる二酸化炭素、CO₂排出量で上位を占める日本など5か国を、取組を強化すべき国として名指しされております。上位5か国というのは排出量順でいえば中国、アメリカ、インド、ロシア、そして日本です。

ここでお聞きしますが、このように大気中のCO₂削減が言われている中、行政として、忠岡町のすべきことはごみを収集、焼却するだけではなく、住民と一緒にのごみの減量化を進める、CO₂の削減を進めるというのが本来の仕事ではないでしょうか。

なのに、忠岡町が計画していることは、200トンものごみを焼く炉を建設すること、そしてそこで一般家庭ごみの約9倍の産業廃棄物を焼くというのは、気候危機と言われている中でCO₂削減に逆行するものではないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

国においては地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス削減に向け各方面において取組を進めています。その中で、廃棄物分野における地球温暖化対策の取組としては、リサイクルの推進、プラスチック系廃棄物を原料とした燃料製造、廃棄物発電の導入等が挙げられます。これら取組を推進していくことにより化石燃料の使用量抑制が推進され、温室効果ガス排出量の削減につながるものと考えています。

先ほど二家本議員のご質問でも答弁させていただきましたけども、新しい新施設につきましては再生可能エネルギーを生み出すこともできます。そうした取組もございますので、確かに現在の規模より燃焼する量は多くなりますけども、環境的に著しく悪くなるものではないというふうに考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

忠岡町が進めようとしている計画は、忠岡町民の出す1日約20トンのごみを焼却するために、その10倍もの200トンの焼却炉を民間事業者に建設させて、府内だけではなく近畿圏から180トンもの産業廃棄物を毎日かき集めて燃やそうとする計画ではないですか。これではCO2を減らすどころか、CO2は確実に増えます。

新しいごみ処理施設は仮称、忠岡町がおっしゃっています仮称であります。忠岡町地域エネルギーセンターというふうに言われています。説明では今、谷野部長さんもさっきからおっしゃっていただいておりますが、焼却処理方式でエネルギーをつくるということですね。電気をつくる。で、発電して場内で使う。そして余った電力は売電すると。それは住民説明会の中でおっしゃっていたところだというふうに思います。だからCO2削減できているというお考えであるというふうに思います。これは国のおかしな計算上の話ですね。

しかし、国が廃棄物処理をめぐって新たな方針と関連する動きとして、昨年、2021年、衆参両院環境委員会におけるプラ資源循環法に関する質疑の中で、国の新たな方針として、環境省の国会答弁で廃棄物処理のあり方が焼却中心から原料資源化優先に変化しております。国はこれまで3Rと言いながら、焼却処理、そしてごみ発電を優先させ、プラスチックを初め熱量の高いごみをあえて分別、資源化せずに、燃やす、ごみとして扱うように自治体に仕向けてきた、こういった従来の方針が、このプラ資源循環法を機に資源化

促進にかじが大きく切り替わっているんです。

この委員会の中で、環境省の環境再生資源循環局次長がこう答えております。「ごみ発電のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり約0.7トン、リサイクルした場合のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり2.1トン、3倍、リサイクルのほうがCO₂削減効果大きい」と言うてるんです。リサイクルされていないプラスチック全体に削減効果を拡大、推計すると、約900万トンのCO₂削減になると、こう発表されています。リサイクルできるものはリサイクルをして、ごみの減量化に忠岡町も努力をする、それは行政だけでできることではないというふうに思っています。出されたものをただ焼却するのではなく、ごみを出す住民と一緒に減量化を進めるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

今、先ほど議員がプラ新法、プラスチック新法のことをご発言されました。これにつきましては我々も専門家に話を聞いてまいりました。今現在、本町もその他プラということで分別して収集をしております。それは燃料として再生をして使うことによって化石燃料の使用量を減らしましょうということでやっている施策でございます。

それではなくて、最近のごみ質の中にはプラスチックがかなり多く入ってきております。これは、ペットボトルなんかはほぼ100%再生されておるんですが、その他のプラスチックにつきましてはなかなかそれを、同じプラスチックに再生されるという技術がまだ確立してなくて、大変各自治体ともこのプラスチック新法の取組については慎重かつ研究を重ねているというふうにも聞いております。

当然そういったことも、新しい流れも注視をしながら、まずは我々、ごみの減量化ですね。現在、改定作業を行っております一般廃棄物処理基本計画において排出抑制に係る施策を位置づけてまいりたいと考えています。

また、住民との協働ということで、今回の計画の中で、8月25日に忠岡町のごみ減量について考えるワークショップというものを開催させていただきました。住民の皆様と本町のインターンシップの学生、合わせて約30名が参加をして行ったわけですが、その中で住民目線でのごみ減量に係る提案を数多くいただいたところでございます。これらのご意見や先進事例等をもとに、前回計画や第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画の目標の達成状況なども踏まえまして減量化施策を計画し、推進してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

部長、今いろいろと言っていたわけなんですけど、ただやっぱり3倍、リサイクルのほうがCO2削減の効果が大きいと、これはもう言われてることなんですけど。ですので、この計画の中で、公民連携協定方式で、民間に焼却施設を建ててもらって運転管理もしてもらおう。しかも、家庭から出る一般廃棄物の約10倍もの炉を建設して、そのうち9割のごみは産廃、これでは幾ら電気をつくるとかおっしゃられても、CO2を減らすどころか、絶対に増えることは間違いないんです。

さっきから再生可能エネルギーとか部長おっしゃっていただいているんですけどね、焼けば必ずCO2は増えると。それは否定できないのではないのでしょうか。これから進めようとする忠岡町の計画の中で、一般廃棄物を産廃も焼く民間業者に委託して、焼き賃だけを支払う。だからごみは減量化する。それは全く理由が違って、忠岡町の思いの中には減量化して委託料を減らしていくんだという考え方であるとしたら、それはCO2を減らすというのに矛盾しているというしかありません。

しかし、忠岡町が気候危機打開のためにCO2を減らそうと真剣に考えていただきたい。民間の施設に180トンの産業廃棄物の焼却、それをするのではなく、「減量化に努力してください」とその民間業者に言えますか。言えないですよ。民間ですもの。

で、産廃施設は利益を出すためにごみを燃やします。忠岡町が一生懸命、住民の皆さんも協力してごみを減らすとしましょう。でも、減らせば減った分だけ、産廃施設はごみを集めて燃やすんです。利益、上がりますもの。日本でも世界でもCO2を減らしていこうという、このように言われているのに、これでは忠岡町は公的責任を果たされているとは言えないと思います。産廃の180トンに忠岡町は「ごみを減らせ」と言えるのでしょうか、聞きます。民間の施設ですからどうですか。これにお答えいただきたいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

現在、一般廃棄物につきましても産業廃棄物につきましても、燃やして処理をしているのは事実でございます。これは民間施設のほうにおきましても、リサイクルできるやつは細分化してリサイクルをしております。で、例えばコンクリートのがらなんかも、昔は埋め立てておったんですけども、今はほぼ再生されて使われているということでもありますし、再生できるやつは基本的には再生をしていく。燃やすのは、燃やさざるを得ないものについて焼却をしていくということでございます。

その過程の中で、単に燃やしてCO2等を排出するのじゃなくて、その中でエネルギーをできるだけ回収して、高効率に回収して、化石燃料の使用量を減らしていく、これが今

の国の考え方でございますので、今回の本町の施設におきましても同じような考え方で進んでいくわけございまして、単にCO2を増やすということだけではございませんので、そのところはご理解いただきたいと思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

私が今聞きましたですね、ごみはおっしゃったようにリサイクルして、再生利用していくと、それは流れでありますけれども、今度来る産廃施設はやはりいっぱい焼きたいわけなんです。焼きたいと思っておりますよ。計画中ですからそんな言い切れませんが、そこでごみを減らす努力は民間に言えるんですかというところをお答えしていただきたい。これは3回目ですので一言で結構です。

議長（和田 善臣議員）

もう簡単に。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほども答弁させていただきました民間施設におきましてもできるだけリサイクルを目指しておりますので、本町につきましてもそのところは協議をしてまいりたいというふうに考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員、もう次の質問に移ってください。

12番（河野 隆子議員）

終わります。

次に2問目の質問です。広域化についてであります。

11月17日に、私たち議員団は泉北環境事務施設組合に行き、お話を聞いてまいりました。広域化に向けての勉強会から始まって、協議会に変わってきたということでもあります。昨年、令和3年は6月11日、9月16日、12月27日、3回協議をされているというふうに聞いております。最後の協議会は12月27日、ここで終わっている。

あちらさんは、泉北環境の職員さんは「忠岡町の返事待ちです」と、そのように言われてました。協議会を重ねる中でクリアしていかないことがいろいろと出てきたかと思えます。それは当初から予測されていたことですね、多分。しかし、1年近く泉北環境とお話をされていない。泉北環境は同じ自治体で構成されている組合でありますから、非常に住民としては安心感があるというふうに思います。利益やもうけを求めません。協議会を進

めていく必要が今後もあるのではないかなというふうに思うんです。1年開かれておりませんので。それについていかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

住民説明会でも説明はさせていただきましたけども、もちろん議員の皆様にも説明いたしましたけども、ごみ処理方式について3方式を、地域貢献、経済性、監視、人口減・ごみ減量、国の施策の各項目について、定性的に比較、評価をした結果、公民連携協定方式が一番高い評価となり、優先事業方式として選定をしているところでございます。

泉北環境さんにつきましては、最終ちょっと協議会をもう一度しなければならないということでおるんですが、こうして公民連携協定方式が一番優先的方式として進めておる以上、この先また泉北環境さんには、今我々が進めている事業について詳細に説明してまたご理解をしていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

これまで議会の中では、広域で進むというのに相違のない意見が、それが相違のない意見だったというふうに思います。本来の行政運営ですね。公的責任というのはやはり住民が安心できる、そして私たちも、議会の中でも議員が不安には思わない。そこはどうなんだ、取り過ぎじゃないかなというふうに疑うことがないと。それはやっぱり泉北環境事務組合が特別地方公共団体であるという安心感ですね。それから、やはりさきのCO2削減のことも、これは関連して言えるかというふうに思います。

先日、泉北環境でですね、11月の20日の日曜日に泉北環境が開催しているクリーンフェスティバル、これに行っていました。あいにくの天候でありましたので、メインステージでの中学生による合唱や、幼稚園児の和太鼓演奏やフラダンス、チアダンス、これは中止されておりましたが、施設内を見学しました。

施設の中には、子どもたちが社会見学後に描いた絵がたくさん展示されております。「海にプラスチック類のごみが捨てられ、魚がかわいそう」「ごみはリサイクル」といった、子どもたちが見て感じたことがたくさん絵に描かれておりました。子どものときからごみがどういうふう処理されていくのか、実際見て感じるができる、大事なことだと思います。これはやはり公である施設だからこそできることではないですか。

クリーンフェスティバルでもらったパンフレットには、4R推進イベント、ごみを減らす4つのR。ごみとなるものの受け取りを断ること、ごみとなるものを減らすこと、まだ

使えるものを再利用すること、ごみを資源に作り替えて再利用すること、泉北環境は4Rを推進していますと、このように書かれたパンフレットも頂きました。やはり公がやっている施設だからこそ、こういった考え方、進め方になるというふうに思います。広域に進んでこそ、しっかり監視もできて、住民と一緒に頑張ってごみを減らす努力もできる、何よりも先ほど申しましたように地方公共団体ですから安心できる、そうとは思われませんか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

公民連携協定による廃棄物処理施設は、民設民営の産業廃棄物処理施設でありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に大阪府知事の検査を受けることが義務づけられています。施設の運転状況や許可された廃棄物を適切に処理しているか等のチェックを受けています。また、本町としては、実施協定に基づき一般廃棄物の処理状況及び産業廃棄物のうち本町が持込みを認めていない廃棄物が搬入されていないかなど、実効性のあるモニタリングシステムを構築し、適切に運営していくことを確認するとともに、その情報を公開してまいりますので、公的責任についても果たしていけるものというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

府が検査には来るということは、今まで民間の中でも聞いております。しかしながら、そうそう、しょっちゅう来るわけではないですね。で、今部長が「公的責任は十分果たせる」というふうにおっしゃってございましたけど、180トンの産廃について公的責任、果たせるんでしょうか。そうとは思えません。やはりごみの減量と、そして地域の暮らしよい環境づくり、これを考えていくということが忠岡町のあるべき姿だというふうに思います。最後にご答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長、簡単に。

住民部（谷野 栄二部長）

本町は、できる限り効率のあるモニタリングシステムですね。確実なモニタリングシステムを構築して、しっかりと監視をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

次に、インフルエンザ予防接種の助成についてお伺いします。

新型コロナの第7波に続きまして、第8波の兆候が今心配されております。連日、コロナウイルスの感染者が減りません。コロナウイルス感染予防で、学校に通う子どもたちは手洗い、うがい、マスク着用などの日頃の予防措置を続けてきたことで、ここ数年、インフルエンザの流行は避けられたようです。

しかし、今年の冬の1日当たりのピーク時の人数を厚労省が試算しております。1日当たりインフルエンザ感染者数が30万人、そこに新型コロナ感染者数が45万人、1日合計75万人の患者が生じる可能性がある、このように試算しているんですね。今年の冬はこのようにインフルエンザの流行で、学級閉鎖、またコロナと同時感染に警戒が必要だというふうに言われています。

そこで質問です。現在助成制度がある65歳以上と、60歳以上から64歳以下の一定の障がい、機能不全をお持ちの方は、窓口負担は無料であります。それによって接種率が若干上がっているというふうにも聞いております。しかし、幼児や子どもには助成制度がありません。費用は1回に3,500円程度、13歳まで2回接種が有効であると言われていて、すると約7,000円かかるんですね。兄弟がいればそれ以上に費用がかさむ。

前回の質問で、助成制度を実施している府下の自治体を紹介させていただきました。今年のようにインフルエンザとコロナの同時流行が言われている中で、予防接種の助成をぜひ本町でも実施していただいて、インフルエンザの流行を抑えていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ご質問の経済的負担軽減のため、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成をということでございますが、厚生労働省における子どものインフルエンザワクチン接種の考え方は、検討を重ねられた結果、子どもの予防接種の有効性については、1歳から6歳未満の有効率はおおむね20%から30%程度と報告されており、有効性については限界がございます。希望する場合は任意の接種として推奨することが、現時点では適切な方向であると結論が出されております。

こういうことを踏まえますと、インフルエンザと新型コロナの同時流行対策としては、まずは日頃からの手洗いやうがいの慣行を初めとする健康意識の向上が重要であると考えております。従来よりインフルエンザの流行期には保育所、学校園等の保健だよりにおい

て注意喚起を行い、子どもには手洗いやうがいの慣行を実施しているところであります。今後、広報、ホームページによる啓発を行い、インフルエンザ等の感染症を初め健康や疾病に関する意識を高めていくよう努めてまいりますので、現時点におきましてはインフルエンザ予防接種費用の助成は難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

子どもたちもこの数年、手洗い、うがい、マスク着用、それは大変もう身についておりますので、気をつけると、子ども自ら気をつけるというふうに思います。しかし、そんな中でも厚生労働省がこれだけ、同時流行が今年は警戒されるというふうに言うてゐるんです。

2018年と2019年度ですけど、忠岡小学校と東忠岡小学校、中学校でもインフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖がございました。今年は数年流行しなかったことでインフルエンザへの免疫力が低下してきていると、専門家からの声も上がっております。

そういったところで、11月中旬ですけど、東京八王子市の小学校2校では少なくとも33人がインフルエンザになって、6クラスが学級閉鎖しているということもテレビでやっております。ですので、特に今年は同時流行ということで気をつけないといけないというふうに思うんです。

前回、担当課の試算を、このインフルエンザ助成についての試算をしてもらいましたことがあります。6か月から15歳未満を対象に、1回1,500円の助成で計算されて、444万円要ると、この当時おっしゃってました。対象者全体の80%で試算されたということでもあります。しかし、乳幼児や、まだ本当に1歳、2歳のお子様は、親御さんはやっぱり接種は慎重になると思いますので、80%は受けるかなというふうに思うんです。ですが、金額に関係なくてですね、やはり子どもたちを守るという点で、この金額で忠岡町の財政が逼迫するというふうには思えませんので、ぜひこれはちょっと、検討といってももう今年、もう冬に入ってますからね。すぐにでもしていただきたいと、補正予算でも組んで、専決処分になるのですかね。しようと思ったらできないことはないというふうに思うんです。その点についていかがですか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、国におきましては、任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定

期接種化を行っており。自治体の予防接種における財政負担は増加しております。今後、国の動向を注視し、実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては公費負担が必要であると考えておりますが、現時点におきましては接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

最後です。時間がないので、もう簡単に言います。

補聴器の補助なんですけど、非常に補聴器は購入すると高いです。ですので、全国的には自治体が補助を出している。金額は違いますけれども、様々ですが、補助を出している。そして認知症の予防にもなるということでもあります。

ちょっとここ、補聴器の質問で、せっかくお声を聞いてきましたので発表させてください。忠岡町に住む90代の女性は、極端な引っ込み思案の方でしたけども、「補聴器をつけたことによってデイサービスも喜んで行くようになった。人の声がよく聞こえるのでコミュニケーションが取れるようになり、自宅でも洗濯物を畳むなど、自分でできる家事を手伝うようになった」と。そして70代の男性は「これまで聞こえなかったのが、笑ってごまかしていた」というところですね。しかし、4万円程度の補聴器をつけることでよく聞こえるようになって、意思疎通もしっかりとできるようになって信頼も高まってきたということをおっしゃっています。いずれも聞こえるということによって自分の行動に自信が持てるようになったということをおっしゃってありました。

それで、府下で補聴器の補助は貝塚市だけなんですけど、今のところ。

議長（和田 善臣議員）

河野議員、簡潔にお願いします。

12番（河野 隆子議員）

それで、近隣でちょっと調べてみました。お隣の泉大津市さんですが、この議会には上程されておられませんけど、今後ちょっと内部検討されているということをおっしゃったので、医師会も同じですし、ぜひちょっと連携も取っていただいて検討していただきたいと思いますというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

答弁、一言。

12番（河野 隆子議員）

一言だけ、すみません。

議長（和田 善臣議員）

簡単に。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

補聴器を装着し聞こえを改善することで、生活の質を維持し、社会交流を図りながら住み慣れた地域での自分らしい暮らしにつながるものと考えますが、高齢期の補聴器に対する購入の町独自の補助につきましても、長期にわたる継続が必要となりますので、国・府、近隣市町村の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。一般質問をいたします。

1つ目は、忠岡町が現在進めている産廃焼却炉の誘致について質問をいたします。

忠岡町の今後のごみ処理方式を公民連携方式で、産業廃棄物の焼却場を誘致し、そこに忠岡町の一般廃棄物を焼却委託するという方針の発表が今年の8月にあり、議会の求めにより、忠岡町は住民説明会を9月12日に開催し、11月にも各10地区の住民説明会が行われました。

住民説明会では200トンもの産業廃棄物焼却施設が建設されるということに、住民からは「広域化を進めていたのと違うのか」「大気汚染が心配」「搬入の車両がたくさん来るのではないか」「子や孫の代まで40年先までのことをこんなに急に決めてよいのか」など、住民から不安の声がたくさん出されました。そういった住民の疑問や不安の声に対し、忠岡町は「事業者が決まらないと答えられない」という答えが多かったように思います。

例えば、「産廃ごみの運搬車両のトラックは、何台が、何トンのが忠岡町内を通るのか」と聞いても、「忠岡町内は通りません」という答えもなければ、何トントラックが何台という答えも、明確な答えはありませんでした。

実際に私も8か所の説明会に足を運びましたが、会場を出た後の参加者に感想をお聞きすると、「忠岡町の説明を聞いても産廃焼却炉が来てどうなるのか分からない」「聞いたことにはっきりした回答がない」などというお声が多く聞かれました。結局のところ住民

の方からは「事業者が決まらなるとまだ分かりませんでは説明になっていないな」という声が出ています。

また、11月号の広報ただおかに「忠岡町のごみ処理方針と減量化に関する住民説明会」という住民説明会の開催のお知らせが掲載されていましたが、忠岡町は説明会の冒頭で「減量化について住民説明会のタイトルには書いてありますが、減量化の計画は現在策定中ですので、今日はお示しできるものがございませんので、今後のごみ処理方針についてのみご説明いたします」という断りを入れて、説明をされていきました。それならタイトルに「減量化」という言葉を入れなければよかったのではないのでしょうか。

そして昨日ですね、今日はもう12月1日ですけれども、住民からご意見が寄せられたのですが、12月の広報でも住民説明会の内容を情報公開コーナーで閲覧できて、ホームページからでも見れるという案内の記事がここに掲載されていましたが、「そこには産廃という文字が全くない。全然ない。なぜ産廃ということが一切出ないのか」というふうにおっしゃっておられました。産廃焼却施設の説明会と書いていたら参加者も増えたのではないのでしょうか。

そこで、まず1点目の質問をいたします。忠岡町は11月の住民説明会を開いた目的は、住民に産廃焼却施設を誘致することに理解をしてもらおうとして開いたのではありませんか。しかし、広報ただおかや説明会のタイトルには「産廃」という言葉もなく、参加した人にしか産廃焼却炉だと知らされないのはなぜでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

11月7日より町内10か所の自治会館で住民説明会を行いました。説明内容としましては、1点目、令和6年4月以降のごみ処理について、忠岡町単独処理、広域処理、公民連携処理の3方式について定性的に比較検討した結果、公共と民間事業者が連携してごみ処理事業を行う公民連携処理を優先事業方式として選定したこと、2点目は民間事業者の資金で建設、運営され、忠岡町が協定に基づきごみ処理を委託すること、3点目、事業スキーム、4点目、現状との主な比較、5点目、スケジュール案、6点目、受け入れるごみの種類、7点目、環境問題について、簡潔かつ丁寧に説明をいたしました。

今回、議員お示しの産廃施設を誘致するため、それを理解するための説明ということではなくて、まずこのごみ処理方式がなぜこのように決まったのか、そこに重点を置いて説明したところでございます。

それと、「産廃」という文字がないということですが、この広報12月号にも今現

在、ホームページでいろいろと情報を公開しておりますけども、そこにQRコードで行き着けるように、まずは載せさせていただきました。それで、少し遅ればせながら情報コーナーのほうにも今、そのホームページに掲載している文書をファイル化したものを置かせていただいております。今後この事業の進捗に伴いまして、さらに詳しいお知らせ、事業内容について住民の皆様にお伝えをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ごみ処理方式がなぜ優先的にこれに決まったのかということの説明するんだというけど、結局は決まったのは公民連携で、やはり産業廃棄物を焼くということの中身でありますよね。そこに決まったのはなぜかと。だからやはり、産廃を焼かないんでしたら別にいいんですけど、焼くということになっているんやから、なぜ産廃なのかということもやっぱり理解してもらわないといけないわけじゃないですか。

ということで、ホームページの話も今ありましたけれども、ホームページの中に入っていかなければ産廃焼却施設という言葉が出てこないのでは不十分ではないかというふうなことで、住民に周知されないまま事業が決まってしまうということがないように、やはりそこは、今回は公民連携で産廃焼却施設にするんだということを住民に知らせるというお考えはないんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この問題につきましては、これまで、昨年からは一般廃棄物の処理について、廃棄物減量化審議会を開きまして基本構想をつくって、その中でもこの処理方式について説明をいたしました。そして、パブリックコメントも行いまして、一応、基本構想案を昨年度末に仕上げたところでございます。本年度におきましても一般廃棄物処理基本計画ですね。これの策定の作業で審議会を行いまして、その中でもこの事業方式について説明をしたところでございます。

我々が一定、事業を計画し進めていく、そのプロセスをしっかりと踏んだ上でここまで来ているということもありますので、今議員が言われました産業廃棄物というワードが少ないということを踏まえまして、今後は住民の皆様にも、検討事項が進みましたその段階に応じて情報提供といいますか情報公開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

議会でこれ、基本協定を決めるのは来月なんですというふうに聞いてるんです。来月中旬。だけど、そのうちと言うけど、住民の方、説明会、もう終わってしまったんです。それで、あとほかの方ね、聞いてない人、知らない方、たくさんいらっしゃいます。ということで、やはり忠岡町はもっと、この産廃焼却施設なんだと、今度選択したのはということをもっと住民に知らせないといけないのではないのでしょうか。

で、この事業は公民連携で、産廃焼却炉を持ってくるんですけど、業者選定のための、この忠岡町のプロポーザル方式での募集要項、今ホームページでも公開されてますけど、ここの本町の主な役割として地元理解という項目があるんですよ。そこにはこう書かれてあります。「本町は本事業を推進にするに当たり、地域住民等の理解を得るものとします」と書いてあるんですね。地域住民等の理解、何を理解してもらおうのでしょうか。一番大きな相違点、今までと一番違うところを理解してもらわないといけないんじゃないのでしょうか。今までと違う点を理解してもらおうのが普通だと思います。産業焼却施設ということも多くの方に、住民に知らせないといけないんじゃないのでしょうか。いや、そういうのを伏せて、ちょっと出さないようにしてるというふうにしか見えないというふうに思います。「全然出てこない」というお怒りのお電話もありましたんでね。だから、伏せてどうするかということなんですけど、これについて、そのうちではなく、きちっとこういうものですということを表に出して、やはりすべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

8月の住民説明会を皮切りに、11月は10か所の住民説明会をしてきたわけですが、8月の住民説明会の後も、このごみ処理方式についての説明動画を1か月間放映をいたしました。これはホームページでも行いましたし、本町の情報コーナーにおきましても1か月間、朝9時から夕方5時まで繰り返し放映をしてきたところでございます。

また、この住民説明会でご配布しました資料につきましても配架をして、訪れた住民の皆様が持って帰っていただける、そうした体制も取ってまいりました。

ということで、一応全住民、全地区にわたって説明会もさせていただいたところでもございますし、一定努力はしてるというところではご理解いただきたいと思います。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

一番多くの方が目にする広報というところには、やはりそれは載せるべきではないかということ、ご指摘申し上げておきます。

で、次の2つ目の質問に移ります。産廃焼却炉問題の2点目は、予定では今月、12月23日にその事業者が選定され、年明け、1月中旬に議会で基本協定を議決して、1月の下旬に忠岡町と事業者が基本協定を締結するというスケジュールになっております。

現段階では住民には、産廃焼却施設や事業の具体的なことが明らかではなく、説明会に参加した住民も「町の説明は分からない」「納得がいかない」と言っていることから、住民の合意を得ていると言えないのではないかと思います。

また、住民説明会で「今後、町長が代わった場合、この事業は白紙に戻せるのか」との問いに、住民からの質問に忠岡町は「基本協定は契約ですから、町長が代わっても事業は継続されます」と、このように答えておりました。来月、1月に締結する基本協定は事業のゴーサインということで、もう後戻りはできないのではないのでしょうか、お答えを頂きたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この事業につきましては、基本協定を締結した後に、民間事業者の資金とノウハウで施設の設計や環境影響調査を進めていくこととなります。基本的にそれらの手続の中で詳細な説明を求められておりますので、その段階に応じた説明を行っていくということになります。

また、手続と並行して実施協定の締結に向けた協議を行い、事業内容の詳細やリスク分担を取り決めていきますが、本町にとって著しく不利な条件が提示された場合は実施協定の締結は行わず、双方合意に達するまで協議を重ねていくこととなります。詳しい説明については、前述のとおり、環境影響調査や都市計画等の手続の中で、その時々検討段階に応じた説明を行ってまいります。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

このような、まだ具体的なことが、産廃業者との協定締結後に決めていくということのため、事業者が決まってないからまだ詳しいことが分からないわけですよ。今ね。で、

基準値以下だから大丈夫だとか、今後事業者と協議して決めていく、数年後に実施計画が決まれば説明すると、お答えでもそんな感じでしたけれども、これ住民、何も分からない状態でその基本協定を忠岡町が1月に締結してしまうというのはちょっと拙速過ぎではないかと。で、後戻りはね、いや、その実施協定、次は合意に至らなかったら結ばないで、協議を続けると、止まるというんですけれども、やっぱり後戻りはできないわけですね。協議には着かないといけないということになるわけやから、後戻りできないわけですね。

で、住民合意が得られてるとはとても思えないし、事業が進んでからまた説明しますといっても、それは順序が逆ではないでしょうか。やはりこの次の、最終の実施協定を締結しなければいいというふうを受け止められる、そういうお答えがありましたけど、実施協定を何年も結ばないでそのままといたら、事業者から何らかの法的な措置ね、講じられるということもリスクあると思うんです。ですから、それやったら最初から基本協定を結ぶ段階できっちりと議論もして説明もしてということをしていかなければ、今ならないんじゃないかと思いますが、事業決定してから住民合意を得ていくというのは順序が逆ではないかというふうに思いますが、そういう合意が得られていると本当に今、思っていらっしゃるでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、この事業につきましては公民連携方式、PPPと言われる手法になっておりました、従前の事業であれば役所が計画をして資金を出して事業を進めていくというのが一般的でありましたけども、今は公共施設を建てる場合にはまず公民連携を考えろというように国のほうも言われております。こうして国と民間事業者が協力をしながら新しいこの公共サービスを生み出していくといった流れになります。

このごみ処理事業につきましては、ごみ処理事業のスキームであったりとか内容につきましては細かく説明をさせていただいております。「説明ができてない」と言われるのは、例えば通過する車の台数であったりとか運営する会社であったりとか、そうした基本、実施協定の詳細部分については確かに決まっております。しかしながら、ごみを焼却する、例えば炉の大きさであったりとかいうところは十分説明をしてるつもりでございますので、何も伏せて隠してるわけではございません。そこはご理解していただきたいと思っております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

時間もありませんので、その住民の合意を得ているのかとちょっとお聞きしてるんですけども、得られているんでしょうかということをお聞きしたんですね。やはりまだまだね、得られているとは、私たち議員も分からないところ、いっぱいあるんですよ。説明つかないんです。議員ですらこんな状態やのに、住民、もっと分からないと。こんな状況で、後戻りができないものを来月にそれを議決するということでもいいのかということをお聞きしていただくわけですか。だから、住民合意を得ているとお考えでしょうかということをお聞きしていただくわけですか。でも、得ているかどうかという、そこだけちょっと。時間、ありませんので。

住民部（谷野 栄二部長）

いろんな事業は、住民全ての合意を得てから進めるということではないと思うんですね。基本的には、公共として進むべき道を詳細に調査をして選択をしていくと。その中で、その内容について住民の皆様に細かく情報公開、説明をしていく。これが事業の流れだと思いますので、そうした一般的に行われる、行政が行う手法に基づきまして今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

では、説明された、住民説明会では住民の合意を得ていこうというふうな、そういうものではなかったのかと。まだまだこれから説明していくということで、十分みんなが分かってなくてもいくんだというふうな感じにも受け止められます。

でも、やはり住民と、住民の合意は得ていくという努力は、これね、地元理解というところで忠岡町の役割なんです。これは絶対住民に理解をしてもらえるものなのかどうか、それは常に考えていただかなければいけないと思います。

産廃焼却施設の3点目は、忠岡町の進め方がこのようにおかしいという点です。住民説明会で出された質問に、「今回の忠岡町のようなところはほかにもあるのか」という質問が何か所か出ました。忠岡町は「埼玉県、四国、九州にあります」と答えてました。

町がケースとして挙げたところが、公民連携で行政が産廃を誘致するようなケースなのかということ、ちょっと私、調べてみたんですけども、この埼玉県、彩の国資源循環工場整備事業、PFI事業でやられてるんですけども、これは埼玉県が事業主体になって、PFI、BOOで民間に事業をしてもらっていますが、事業主体が埼玉県ですね。昭和48年から計画をして、地域住民の合意に10年近くかかって、そして合意を得て地域

と協定を交わして、そして計画も県がつくり、要求水準書で詳細をきっちりと県が決め、平成元年に事業スタートしたので、忠岡町とはちょっと違いますね。全然違う。それに加えてリサイクル工場群があるんです。ここね。で、産廃を徹底してリサイクルして、食品はバイオマスで肥料化して、廃プラも固形燃料化して、汚泥も固形燃料化するなどして、どうしても資源化できないものを2,000度の高温で熔融しているという。県が事業主体なので、徹底して情報公開がされて、県が事業主体です。埼玉県が事業に責任を負っているということなんですけれども。

まあPFIがいいとは全く思いませんけれども、PFIは自治体が事業主体になるのに対して、今回の忠岡町の産廃焼却、この施設のこの事業はPFIではないです。事業主体はどこなのか。忠岡町なのか、それとも産廃事業者なのか。ちょっと明らかではないと思いますが、事業主体はどこなのかということ、ちょっと時間がないので、詳しいことは協議はこれからして決めていくというのが公民連携方式の、やっぱり問題点ではないかと思います。住民の合意はどこで取り付けるのかという疑問がいつも残ります。

忠岡町と同じ例として、もう一つ挙げられていた四国ですけれども、三豊市と観音寺市にお聞きしましたところ、忠岡町とは全然違うものでした。この2市はごみの広域処理をしていましたけれど、施設の老朽化で、新しい処理方法の考え方の違いで、三豊市は産廃焼却炉ではなく、食品残渣と紙を民間事業者のバイオマス方式で、焼いてません。発酵させています。

で、観音寺市は、他のまちにある既存の産廃焼却炉に焼却委託を、とりあえず暫定的に焼いてもらっているということになっています。だから産廃なんかを誘致しているところではないんです。忠岡町のケースと全くちょっと違うということです。

で、九州のケースは、上益城郡、上益城の5町の広域ですけど、産廃事業者が3月28日に基本協定書ね、環境アセスメント実施等に向けた基本協定書を締結されていますが、まだこれから協議に入っていくという段階であります。

このように住民説明会で、忠岡町と全然違うのに、このちょっと例を挙げられたので、忠岡町と同じところがあるんやなあと思った住民もたくさんいるというのは、ああ、問題だと思いますけれども、調査されたのであれば、なぜこんなふうに誤解を受けるような説明をなされたのかということ、という疑問があります。

時間がないので、以上、公民連携方式、今回忠岡町が事業主体なのかということと、公民連携方式は先に協議に入りますよということ、決定をして、事業者を決めてから協議しないと詳しいことが分からないというシステムなのか、これについてお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、住民説明会で申し上げましたのは、公共のごみを民間施設で処理しているところはあるかということで説明させていただきましたので、産業廃棄物、同じ施設という説明を私していませんので、そこはよろしくお願いいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

答弁を続けて。

6 番（是枝 綾子議員）

事業主体の答弁。事業主体は。

住民部（谷野 栄二部長）

事業主体は、産業廃棄物処理施設、民間事業者が事業主体となります。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝綾子議員）

この事業の主体、事業主体は、産業廃棄物処理事業者だということで、忠岡町ではないということでした。だから忠岡町が決めて、こうですよというふうに説明ができないというところがあるんですね。事業主体、忠岡町ではないんですね。ということが分かりました。

ということで、こういった事業主体が産廃事業者だということが分かりましたので、責任、忠岡町の責任というのがどこで取れるのかというところがちょっと問題だと思います。こういった忠岡町の責任というのは、じゃあ事業主体でなかったら、いつどこで果たされるのでしょうか。すみません、これ、すごいものができるのにね。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほど説明させていただきましたけれども、やはり忠岡町、これは公民連携事業ですので、ごみを焼却するところは民設民営、SPCが行うわけでございますけれども、これは公民連携事業、忠岡町はしっかりとモニタリングをして、忠岡町の一般廃棄物が適切に処理されている、また持ち込まれているごみが、本町が認めたごみが持ち込まれて適切に処理されている、ここを確認する、そこが本町の責務であるというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

ということは事業主体、リードするのはもう産業廃棄物事業者のほうだと。事業主体ですから。忠岡町は一般廃棄物とか産廃ね。これは持ち込んではいけませんよとか言ったた

ものが入っていないかとかいうモニタリングをするという、そういう関係性だということが分かりました。

こういった住民の合意を得ない進め方というのは行政としては取るべきではないと。やっぱり住民と一緒に決めていく、よく話し合っけて決めていくということがやはり町の取るべき姿勢ではないかということで、ましてや来月の1月に臨時議会を開いて、議会で協定締結の議決を取るというのは大変早過ぎます。住民の間で議論をして住民合意が得られなければ事業を断念するというのを求めて、次の質問に移ります。

質問事項の2つ目は、本町の留守家庭児童学級の保育時間の延長について質問いたします。

本町の留守家庭児童学級の保育時間は午後5時までで、延長保育は午後6時までです。先日、保育所に預けている保護者の方が「子どもが小学校に上がると、留守家庭児童学級の保育時間が午後6時までなので、そのような早い時間には迎えに行けない。保育時間を延長してほしい」という相談がありました。10月の決算委員会で質問したところ、「延長をしたいが、指導員を募集しても応募がなく、人員確保できないので今春の延長は難しい」とのお答えでした。

留守家庭児童学級の延長保育の時間は、よその市町村は何時までかということで、泉州地域の堺市を除く8市3町全部に問い合わせ調べてみました。すると、保育時間が延長保育をして午後6時までというのは、何と忠岡町だけでした。もうよそは皆さん7時までやっています。あとは、岸和田市が午後6時半までで、あとは全て7時まで延長保育をやっているんです。で、忠岡町だけが一番時間が短くて、子育て支援の施策の点からは遅れているのではないかと思います。また、男女共同参画事業の計画上、午後7時までの延長は必要な施策ではないでしょうか。

忠岡町は保育時間の延長について、やりたいと考えていることはよく分かっておりますが、実施の方法で、延長保育のための新たな指導員が確保できないで困っているということです。それでは、もう正職員を配置して、来春から延長保育を午後7時まで実施することを考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり近隣市町においてはほとんどが午後7時まで延長されておるということは、事務局のほうも当然把握しておる状況でございます。ですので、我々としまして早期に時間延長を図ってまいりたいというふうには考えておりますが、何分、人員不足という部分に関しましては厳然たる事実でございまして、保育士同様、なかなか募集をかけましても応募がないというような実態がございまして、特に本町の留守家庭においては、

昨年と比べましても2名指導員が不足しているような状況でございます。さらに1時間の延長ということになりますと、それ以上の人員確保が必要であるというようなところもございますので、なかなかすぐに時間延長をとる部分は非常に難しいというふうに言わざるを得ませんということで、ご理解をお願いしたいと思っております。

なお、指導員の確保につきましては、ホームページへの掲載並びにハローワークへの募集、また留守家庭児童学級で勤務していただいております職員へも声がけをして、他に知り合いの方にお声がけいただくなど、そういったことで積極的に勧誘を行っていただいておりますが、なかなか指導員の確保にはつながっていないという状況でございますので、今後、人材確保に向け様々な方法も含めて検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

指導員は来ないというのは、会計年度任用職員ということで募集をされているからだと思います。正職員でもなかなか来ないということもあるかもしれませんが、では、今現在いらっしゃる正規の職員さんでしていくというのも、1つの方法ではないかと思っております。これは保育ニーズ、子育て世帯のニーズに応じていくというのは行政の役割であるというふうに思っておりますので、やりたいという気持ちはよく分かります。ぜひそれを一日も早く、来春からでもぜひしていただきたいということで、正職員化ということも含めて実施を求めて質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。早速、一般質問を始めますが、まず冒頭で申し訳ありませんが、通告書の1つ目の副町長についての質問ですけれども、これ、ちょっと順番を入れ替えさせていただいて、4問目に持っていきたいんですけど、議長、よろしいですか。

議長（和田 善臣議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

すみません。では、2つ目の学童保育の問題以降ですね、通告書に従って質問させていただきます。こちらの質問ですけども、是枝議員とかぶってますけども、別の切り口で質問させていただきたいと思います。

この学童保育の預かり時間についてですけども、もう既に私、令和3年9月議会でも一般質問させていただきました。その後も、是枝議員の質問にもありましたけども、結局、指導員さんの採用の問題ということで、その後も改善されてないということに加えて、今般、住民の子育て世帯の方から学童保育の預かり体制について幾つか苦情相談を頂きましたので、今回取り上げさせていただきました。

どこの自治体も子育て支援に力を入れてますけども、この子育て世帯への支援を手厚くするというので、子育て世帯に本町に定住していただくということで、結果として少子高齢化対策、プラスにもなりますし、そうした働く環境を整備するというので世帯の収入もアップしますし町税もアップするというので、財政面にもプラスに働きます。

しかし、今回私が受けた相談内容によりますと、忠岡町の学童保育の預かり体制がネックやと。だから子どもを預けて仕事に出れないと。だからもう忠岡町、引っ越そうかと。先ほどおっしゃったみたいに忠岡町外はみんな時間、長いんですよ。なので、町から引っ越そうかと考えてると。で、既に引っ越したご家庭も複数あるよというお話やったんでね。

そういうのはやっぱり喫緊の課題ということで、特に夜遅い時間帯までお子さんを預かってほしいというご家庭というのは、共働き世帯の中でもご夫婦ともに、特に女性の社会進出も進んでますし、女性のお母さん側も残業があったりとか、それなりに責任の重い役職、職に就いておられたりということで、比較的高所得の世帯である場合が多いと思います。つまり、稼いでたくさん町に納税して下さってる世帯ということが多いと思います。ですので、そういった世帯がもう忠岡にいっぱい、「納税しても何のメリットもないわ。だからよそへ行くわ」と、そういうことは避けないかんということで。

まず1つ目の時間の延長・拡充の質問ですけども、これ、先ほどは是枝議員おっしゃってましたけども、近隣、軒並み19時までですよ。で、忠岡町も頑張って19時まで延ばしていただきたいというところではあるんですけども、結局ネックになるのは指導員さんの募集、採用の部分で、待遇、時給を改善すれば来ると思うんですよ。よそはみんな来てますから。そこを改善するのは結局はお金の話で、予算になるんですけども、公費で全部賄うのは無理があると思います。

特に夜遅くまで預けたいというご家庭、この苦情者さんのところもそうやったんですけどもね、比較的高所得で、「うち、稼いでますよ。だから使用料を上げてもらってもかま

へんから預けたい。やってくれ」と、そういうこともやっぱりあるわけです。ですので、受益者負担という部分で町も考えて使用料、学童保育の使用料ね、利用者さんの価格アップしてもいいんじゃないかと思うんですよ。ひとり親世帯とか事情がある世帯については減免制度を設けたらいいわけですね。基本的にそうやって、夜もばしばし働いて収入を得られてるご世帯には払っていただいてもありかと思えます。

逆に、そうやって夜遅くまで預かってくれる自治体をやっぱり共働き世帯は選んで引っ越して住むという現状があるのであれば、むしろ19時、20時、21時と延ばしたほうが逆に、「忠岡で住んだほうが働きやすいわ」と言って引っ越してきてくれる可能性も出てくるんですね。そこはやっぱり費用を幾分か受益者負担で値上げしてでも延長するほうがむしろ町にはメリット、転入してきてもらいやすいという部分でもメリットあると思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今、先ほども申し上げましたが、やはり人員不足という部分が、その確保が優先であるというふうに考えております。そのためには先ほど議員からもご指摘ございましたが、処遇改善、賃金の底上げというような部分が必要であると考えておまして、その部分につきましては、引き続き人事当局とも調整を図りながら適正な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

人材確保方策なんですけれども、近隣市町に様々確認しましたが、民間業者への委託であったりとか指定管理者制度の導入であったりとか、また人材派遣などいろんな活用をされておるといふところも聞いておりますので、そういった部分も含めて引き続き調査研究をして、一日も早く延長できるように体制整備を図ってまいりたいと考えております。

また、今議員お示しのとおり受益者負担につきましても、当然、近隣市町も同じような形をしております。ですので、本町においてもさらに1時間の延長が可能となった場合については、当然、受益者負担も含めて検討すべきであると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

もう既に近隣もそうやって受益者負担の概念でやってはるわけでしょう。で、先ほど頑張って「19時まで忠岡町も頑張ります」っておっしゃってますけど、やっぱりそこはね、よそよりも競争というか取り合いに勝とうと思ったら、さらに20時、21時まで延

ばせたほうがいいわけで、そこはやっぱりちょっと値上げも含めて今後ぜひ検討していただきたいと思います。そういう、特に高所得世帯がよそへ出ていくわなんて、そういうもったいないことはやっぱりやめていただきたいと思います。

次、2点目、学童保育での預かり入れが地元民の方優先とか、不公平な取扱いになっているという部分についての質問です。

受けたお話ですと、学童保育に預かり入れを申し込んだところ、定数以上の預かり希望があった場合は抽せんになって、その抽せんも地元民の方優先とかいうことで、「よそ者世帯のうちらはちょっと預かり入れから漏れる可能性があると言われたんで、何でこんな不公平な選び方をしてるんですか」ということでご相談を受けたんですね。

これ、実際、通告書を出させていただいて、答弁調整のときに担当部局とお話しさせていただきましたら、「町の学童保育ではそんなことあり得ません。申込者の方は全て受け入れてます」ということやったんで、ちょっとこの苦情者さんの方に再度確認を取らせていただいたところ、町営と民間の業者さんとちょっと勘違いというか、されてたみたいなんです。

ただ、とはいえ、お聞きしてたとおり、やっぱり抽せんを選んでもらいやすいご家庭と、を選んでもらいにくいご家庭がやっぱりあるみたいなんです。本当に公正にくじ引き、抽せんしてたんやったら、そんなを選んでもらいやすい、にくいなんていうことね、起きるわけがないんです。

町内の民間の事業者さんといったら、チューリップ保育園さんとピープルさんになってくるんですけど、こちらの2事業者さんも公費投入されてます。今回の12月議会の補正予算を見ても、感染症対策費用等々ですね、ざっと500万超えてますね。公費、これだけ投入されてるわけです。住民さんからしますとね、国からであろうと府からであろうと町からの財源であろうと、ここの民間の施設さんの運営に支払われているお金、私らが払った税金でしょうと。それはそうなんです。ですから、そんな町施設と違うから町は関係ありませんねん、知りませんというのはおかしいんじゃないですかということで、それはごもっともなんです。

ですので、やっぱりこれだけ公費投入されてるという部分もありますんで、定数以上の応募があった場合の選び方ですね。これはやっぱり子育て世帯の住民さんから、現にこういった不公平な選出の仕方してるん違うかという苦情が出てるのが事実ですんでね、そこは一旦調査するなりしていただいて、何でそういう苦情が出てるのか。加えてやっぱりそれだけの公費投入もされてるし事業をされてるんで、公平公正な事業運営をしていただくように町からも民間の事業者さんに対して注意、指導する必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

民間施設につきましても当然、公平公正な運営をしていただいているものというふうに考えておりますが、ただいまご指摘のありました件につきまして、これまでも保護者の方に誤解を与えるような対応がないよう注意、指導はしてまいりましたが、改めまして各施設に対して注意、指導を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

現場でどのような説明されてるのかというのはちょっと私らも、私、子どもいてませんし分かりませんが、住民さんって特に細かいこととか知識のない部分ね、誤解を招くこともあると思うんで、そこは勘違いされへんようにとか、そういう変な、実際何か複数世帯にそういう話が出回っていると私も聞いてますんでね、違う、間違っただ話が出回ることはないようにきちんと対応はね、町のほうからも言っていただきたい。

全般としてですけども、先ほども言ったように子育て世帯に、忠岡から出ていくなんていうことがないように、しっかり子育て支援、進めていただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次、庁舎内のセキュリティ強化についてです。

昨年度の末ごろやったと思いますけども、この役場庁舎の6階、議会フロアにあります私の議員控室ですね。多分夜間やと思いますけど、不在時の間に何者かが侵入してですね、地元の泉大津警察に来ていただいて指紋とか鑑識、取っていただいたという事例、ありました。

そのときも監視カメラがあったら犯人、分かったのということやったので、町の担当部局のほうに監視カメラね、ちゃんとつけてよということをお願いさせていただきました。そのとき対応した地元の警察の刑事さんも「忠岡町役場って、今どき珍しく庁舎内にカメラ1台もないんですね」とびっくりされてました。

また加えて、皆さんもご存じのとおり、新聞報道された発注情報漏洩の問題の件ですけど、これも町の職員の方が業者関係者から脅されてというか、「発注情報を教えろ」と強要されたということで、情報漏洩の原因になってたという部分もあったんですけどもね。この件でも結局、録音もない、映像も何もない、客観的証拠が何もないということで、結局町のほうも刑事事件化できずに、何もできずに終わったということがありました。

ですので、やはり庁舎内に防犯カメラを設置するということは、まず「写ってますよ」というアピールするだけでも未然に犯罪トラブルを防げると。万一何か起きたときの証拠

の確保、保全という部分でやっぱり対応できるわけですよね。法的措置、刑事事件化、すぐできるわけです。

ですので、ぜひつけていただきたいということは従前からお願いしてたんですけども、先ほど担当部局のほうに「来年度当初予算でカメラ設置の予算、要求してますか」と聞きましたら、「してません」と。で、「する予定ない」ということやったんでね。それやったらと。もうこの12月議会が来年度の当初予算要求の最後の議会になりますので質問に入れさせていただいたんですけども、担当課にそのお話を聞いてた中で、「役場の駐車場にはカメラ設置してます」ということやったんですけど、よく聞くと、そのカメラというのは、ゲートのバーありますよね。あのバーが壊されたとき用のカメラで、例えば来庁者で不審者がいて、その人がどの車に乗り込んで、その乗り込んだ車のナンバー何番やとか車種、何やとか、そんなんまでは写らないと。結局、証拠価値のないカメラの使い方、設置をしてるわけなんですよ。「それやったら意味ないやん」と私もちょっと言わしていただいたんですけども、やっぱりちょっとそういういろんなことを含めると、忠岡町の危機管理意識、問題があるん違うかなと思ってます。

カメラに加えて、ついでにもう一つ追加なんですけども、私、いろんな行政機関に電話で問い合わせ、全国いろいろするんですけどもね。最近、泉大津市役所、和泉市役所、近隣に電話しますとね、「この通話の内容は録音させていただいてます」って、今どきよくあるね、録音もうしてるんですよ。周りの自治体、近隣もセキュリティ強化、結構力を入れてるのにね、何か忠岡町だけ置いてけぼりを食らっている感じ、ものすごいんですよ。

そこで、ちょっと一括で質問しますけども、まずセキュリティ強化、特に防犯カメラの設置の部分ですけども、庁舎内へのカメラの設置、これが一気に全フロア無理というんでしたら、まず優先度の高い場所、フロアからでも順々にカメラ設置すべきで、予算措置すべきじゃないですかというところが1つ。

また、駐車場の監視カメラの使い方、先ほど申し上げたとおり、ちょっと使い方ね、証拠価値全然ない使い方してるやんと、そこは見直すべきじゃないですかと。本来やっぱり不審者とか車のナンバー、車の車種とかがきちんと写るように、何かあったら提出できるように、そういうカメラの設置、使い方すべき違いますかということ。

続いて電話ですね。役場にかかってきた電話の通話内容、録音ね、近隣に倣って導入してもいいんじゃないかでしょうかというところ。

以上は担当部長さん、お答えいただきたい。

併せて、町長にも質問です。先ほどから言ってる来年度予算ですね。カメラ設置の予算ね、現時点で担当課は予算措置する予定もないと、つもりしてないとおっしゃってるんですけど、やっぱり私は忠岡町で現にこうやって複数、刑事事件になってるわけでしょう。1個はやっぱり町のほうも証拠がないからどうもできなかったという苦い経験があるわけ

じゃないですか。であれば、早急にでもカメラね、設置したらいいやんと思うんですけどね。その予算措置、予算編成権、首長にありますので、町長がつけるってなったらつくと思いますので、こちらとしてはすぐに来年度当初予算に組んでほしいと思ってるんですけども、カメラ設置の予算、セキュリティ強化の予算、組まれないんでしょうかというところをお聞きします。お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

庁舎内におけるセキュリティ強化ということでございますが、まず庁舎6階の議員控室の防犯対策といたしましては、現在、控室は常時施錠はしていないと聞いてございますので、鍵の管理や施錠に関する一定の取り決めや対応等につきましては、議会事務局のほうでしていただければよいかと思いますが、ご指摘のようにすぐさま防犯カメラの設置を行うのではなく、まずは控室の施錠をすることが重要であると考えてございます。

ご指摘の駐車場に設置している防犯カメラについてでございますが、過去において頻繁に事故やトラブル等が多発した場所を撮影することで、事後において適正な対応等が可能となる目的で設置しているものでございます。

また、防犯意識に問題あるとのご指摘も頂きましたが、防犯カメラの設置につきましては、防犯対策への活用や犯罪防止効果等が期待できる一方で、不特定多数の住民を撮影することになるため、プライバシー保護の観点から、自治体が防犯カメラを設置、運用するに当たっては慎重な対応が求められていることから、防犯カメラ設置による目的、対象、場所、経費等も十分に考慮する必要があるとともに、併せてご指摘いただいた録音つき電話機の設置につきましても、適切な判断の上、他の団体の状況等も参考にしながら調査研究を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今のお答えと同じようなものなんですけれど、本当に防犯意識が薄いのではないか、危機的な管理がちょっと乏しいのではないかなというところは、指摘がありますけれども、まあ不審な行動を取られる方とか、あまりおらないとは思いますが、現実起こってるのは起こってるということで、その辺はしっかりと協議しながら予算等々の措置とかいうのも考えていかなあかんのかなということもあります。

お恥ずかしいお話ですけれども、指示してるところもあるんですけども、まだついてないような防犯カメラ、あるんですよ。恥ずかしいですけれども。特にクリーンセンターなんかそうです。まだついてないんですよ。ごみ、減りません。あれも予算を取ってるのに、あのカメラ、どこへ行ったんか分かりませんが、そういうお恥ずかしいお話もあるんですけど、こちらのほうも詰めながら一緒に考えていきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、お答えいただきましたけど、そんなにね、監視カメラ、そんな全部ね、全フロアそろえて一気につけなくても、1台ずつでもつけたらそんなに予算かからへんかなと思うんです。で、つけるということで犯罪ね、トラブルを未然に防いで、証拠を確保するというだけでなく、やっぱり忠岡で実際ありましたけど、職員の方が安心して働ける環境を整備するというのも大事で、職員さんのほうを守るというのも大事やと思います。それが結果的に不祥事を防いで、住民の町政への信頼を得るという部分にもつながりますので、庁舎内のセキュリティ強化というのは必要があると思ってます。

で、そのカメラはどういう設置の仕方とか、どういう種類がいいんかとか、私も警察に聞いたら結構やっぱり詳しくて、教えてくれるんですね。実際、警察は監視カメラ、つけてないらしいです。つけてない代わりに、何かハンディカメラを脚立で何か設置して、結局のところ写してるんです。写してますよということでね、撮ってるらしいんで、やっぱりその辺は専門で警察に相談するなりアドバイスをもらいながら効果的にセキュリティ対策に取り組んでいただきたいと。これは今後も要望していきたいと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

今後のごみ処理事業計画についてです。

令和6年度以降の本町のごみ処理事業のあり方について、公民連携方式による事業計画が本町より示されました。これについては議会内でも意見が様々ありまして、さきの9月議会で特別委員会を設置したところです。

さきの9月の特別委員会でも、私、申し上げましたけども、先般のふれあいホールで開催された住民説明会ね、反対住民の方の声、大きかったけども、でも、かといってそれ、特定の毛色の方のようにも見受けられるし、全住民の声と思っていいんかどうか疑問があるということを申し上げさせていただきました。

議会の中にも環境問題等々ね、指摘されてた議員の方もおられましたし、ですので特別委員会でも私のほうから、やっぱり本当に問題やというのであれば、国内で何件、年間何件ぐらいそういう環境問題、実際に起きてるんやとか、国内のどこの産廃施設にそういう法規制に反した大変な問題が起きてるんやとか、そういう客観的な根拠、データを示してくださいと、私も知りたいということで申し上げたんですけど、多分今まだそういうデー

タ示されてないと思いますね。少なくとも私、そういったデータ、根拠を示されたとは聞いてません。

で、厳しい法規制がある中で、そんな昔の四日市ぜんそくとか、何か水俣病とか、そういう時代じゃもうないわけでね、そういう環境問題が起こるといことは現実的にちょっと考えにくい部分、あるわけですよ。

まあ、それ以降ですけども、最近ですね、先月ですか、反対されてる住民の方々と思えますけども、町内にビラを配布されてまして、産廃施設に反対ということで声を上げて広めておられるわけですけども、これ、配布されたビラの内容を見ますと、「クリーンセンターの焼却炉がまだ使える。だからもったいないんや」ということも書かれてて、かといって町の財政を考えたら、直営なんてあり得へんということ言うてますし、ちょっと自治体の財政状況、運営は考慮されてないんやなというところ。あと、「産廃施設が来たら大変」とか「産廃施設は駄目」とか書かれてて、我々議員側は詳しいけども、やっぱり正直、一般の住民さんが見たら「ああ、そうかいな」と思うようなこと書かれてたんですけども、こういうのは大変とか駄目って、よくよく見ると何が大変で駄目なのかとか、何も根拠も内容も示されてないということで、完全にただのイメージを、悪いイメージを書いてちょっと配布されてるといことがあったんです。正直、私個人としてはこういうビラを町内全域に広くまいていいのかなと、正直思ってます。

で、反対運動するにしてもこういうやり方はあっていいのかなと正直思ってるんですね。ですから、こうやって質問、取り上げさせていただいてるんですけども、言論の自由は民主主義の根幹でもありますし、自由に意見を出して議論することは非常に大事ですけども、デマであったりとか根拠に乏しい情報、あるいは根拠のない悪いイメージなどを広めて人々を混乱させるというのは、言論の自由とは全く違うと思っています。

ですので、今回、このごみ処理事業計画、特に産廃施設ですね。これに反対しておられる一部の住民の方々による、こういう根拠に乏しいイメージ的なものを情報を発信、拡散されて、まだ何も知らないような方々、一般の住民さんが「ああ、そうなんや。産廃施設、えらいことになるんや」という、そういうふうになんて扇動されたりされるんじゃないかと。その結果、本町のこのごみ処理事業計画が変な方向に、おかしな方向に進んでいくんじゃないかなと、私は大変危惧してるわけです。

この事業計画は完璧じゃないです。将来のことですし、分からないこともありますし、リスクもあります。ですけど、町の厳しい財政状況とか今後のこととか考えたら、今ある考えられる選択肢を考えたときに、これが一番ましやと、ベターやということですね、私を含めてほかの議員さんたちも賛成してますし、町も進めてるといことなんですね。ですから、これに反対ということであれば、ほかにいい案あるんやったら教えてほしいと私も思ってるし、多分町も思ってると思うんですけど。

そういう意味で、2点質問させていただくんですけど、1点、感情論に走っている、あ

るいは非常に根拠に乏しい情報で住民の不安をやみくもにあおっているようにも見受けられる反対派住民の方々のこうした情報、意見に、多くの一般の住民の方々が翻弄されたり煽動されたりしないようにですね。例えば町内に、町側が反対されている方々の意見に対抗するというかね。それを解決するような、ちゃんと論理的な説明をビラ、臨時版でもいいじゃないですか。配布するとか、もっと何か積極的に正しい情報を住民に向けて発信すべきじゃないですかというところが1点。

で、今後も含めてですけど、例えば明らかに根拠のない情報、デマを広めるといったことがもし見られた場合ですね、法的措置を取ることも検討したらいいんじゃないかと思っ
てますけど、そこら辺の法的措置の検討はいかがでしょうか。2点お答えください。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員仰せのように公民連携処理を優先事業方式として選定したことを受け、住民の皆様への周知につきましては、本年9月12日にふれあいホールで住民説明会を開催、その後、ホームページや町役場1階の情報コーナーで説明動画の放映を続け、またそこでは説明会の資料をですね、配架をし、11月7日から町内10か所の自治会館で説明会を行ってまいりました。

説明会での質疑応答の要約資料は、追ってホームページ及び情報コーナーで公開いたしますが、主として産業廃棄物の受入れに対する環境への影響といった観点から、広域化を進めよとのご意見が多く、複数回来場され同じ意見を述べる方もおられました。

本町としては、それら質疑に対し誤解を招かれないよう、環境における数値なども、根拠も踏まえながら真摯に対応を行ってまいりましたが、感情的な意見や要望に終始される状況もありました。

一方、自治会関係者も多く参加していただきました。本町の説明に対してご理解を示された方も少なからずおられたのも事実でございます。

議員ご指摘のとおり、正しい情報を住民に伝えていくことは、この事業を進めていく上で最も重要なことであると認識しております。現在、本件に係る各種資料をホームページと情報コーナーにおいて周知をしておりますが、今回の広報にもこのページにアクセスできるQRコードを載せておりますけれども、これを複数回載せるとかですね。また議員が言われたようにこの事業の内容がよく分かるような内容、説明を書いたものを住民の皆様
に伝えていく、こうしたことについては前向きに検討してまいりたいというふうに考えて
おります。

2点目の、デマに対する法的な措置でございますけれども、あくまでも我々は我々の考
えている事業内容を真摯に住民の皆様
に伝え続けていく、これが我々の責務というふうに考
えておりますので、そうした活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

先ほど是枝議員のほうからも町の情報発信のほうの、あと対応のまずさというところを指摘されてたと思います。ですので、ホームページで見ていただいたらということをよくおっしゃるんですけども、ホームページを見る方って限られてますしね。やっぱりもっと積極的に発信はしていただきたいと思ってます。

正直、この質問、私、反対派住民の方から恨まれるの、分かってますよ。絶対恨まれますよ。ですけどね、やっぱりこれ、町のほうの施策で、これは将来的に自分自身も含めて住民のためになるものやと。逆にポシャったら令和6年以降どないなるねんって思う部分があるから、こうやって質問させていただいてるんです。ですから、本当やったら住民側のね、私がこうやって憎まれ役になって援護射撃しなくてもいいように、本当は町長以下町側の皆さん方がもっと積極的に情報発信というか、していただきたいと思えます。私自身はこれ、ほんまに町側がきちんと考えて検討して選択していただいた案やということで賛成というか賛同させていただいてますので、そこは町側も本気でこれ進めたいと思ってるんやったら、ちゃんともっと本気でというか情報発信を丁寧にしていっていただきたいと思えます。

で、もう時間無いですけども、ざっと次の最後の質問ですね、副町長について質問させていただきます。この質問はちょっと9月議会の続きでさせていただきます。

先般の9月議会の一般質問でもさせていただきましたけども、本町の採用人事、人事行政の問題も取り上げました。それもちょっと「うん？」という部分があって、近隣といいますか町外の公務員の人からも同じように「おかしいん違うか」という声が出たと。それで、あと大津川の河川公園の管理委託業務の発注の件。これも従前から発注内容、変わってないのに、なぜか直近のやつは規定数を満たしてない業者数で業者選定をしていて、何でこんなことやってんねんということがありました。

特に、副町長は就任以降、町の業者選定委員会の委員長をされてるんですよ。ですから、なおのことこの質問で入れさせていただいたんですけども、近年、最近の町政のいろんなこういう問題、発注情報漏洩の件もそうですけども、何で副町長が来てて、いたのにこんなことになってるんやと、こんな判断、結果になってるんやというね。町長に、町の職員の意識改善ですね、特にコンプライアンスとか人事部門ですね。こちらのほうの改善を期待していた住民からすると非常に疑問また残念に感じる状況が続いているように、私的には感じています。

ですので、ちょっと井上副町長にお聞きするんですけども、こういうことを言われてる受け止めですね。と、今後どうされるかという部分、あと町長にも一言、副町長がやっぱり十分機能してないと。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員、もう時間過ぎていますので簡潔に。

11番（勝元由佳子議員）

一言お願いします。機能をしていない状況にあるという、最終的には首長、上司やと思っておりますので、そのところを原因も含めて、やっぱり環境整備に努めていただいて、副町長に機能を発揮していただくべきやと思いますが、いかがでしょうか。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

もう簡潔をお願いします。

副町長（井上 智宏副町長）

簡潔にと言いますが、答えるところは答えないとはいけませんので、ちょっとお時間を。

今、いろいろとご指摘とかご意見を頂いているのでありますけど、まず、行政として法令を順守する、これはもう当然のことです。私、副町長に就任させていただいたときから、その当たり前のことを当たり前として、そういった法の明文化がなくても社会的規範として認識されているルール、こういったものまでしっかり従った上で行政活動を行えというようなところは、そういうコンプライアンス意識というんですか、そういったものを高めてほしいというのは就任時以来ずっと言い続けてきていることではございます。

時間が長くなりますので、それぞれの案件について細かいことの答弁は控えますけども、2つの案件とも行政目的を達成するために職員が工夫を凝らして、法令や自分らが自らつくったルールの中でそういった結果を導き出したことではございますので、私としましては何ら問題はないものと認識しております。

また、私の今後のことですが、町政を前に進めるために、今現在としても副町長として適宜必要な判断、指示、それから必要な代替案があれば代替案の提示、こういったことは行っております。意思決定に至るまでの過程でありますとか、その結果であるとかというところで、私の町政への関わり方について役場内外問わずいろいろなご意見、それから評価というものはあるんであろうと、それは十分認識しております。

そういう中ではありますけども、そういったご意見にもしっかり耳を傾けながら、ただ私としては私の考え、私のやり方というようなものもありますし、私を信じてついてきてくれている職員もおります。そういう中で自分の軸はぶらさず、これまで同様私らしくですね、任期としては残り2年となってまいりましたので、しっかり力を尽くしてまいるところでございます。

議長（和田 善臣議員）

町長。一言ぐらいで。

町長（杉原 健士町長）

はい。私も任命権者であり、町職員とともどもですね、副町長も一心一体、頑張っていきたいと思っておりますし、3日ほど前も知事また大阪市長さん、我々の顧問団という会があるんですけど、その中でもいろいろなパイプ役になっていただいていますということで、府ともいろんな連携を取りながら忠岡町のためにこれからも頑張っていきたい。あくまでも一心一体、職員とともに町政推進に頑張ってもらいますので、よろしく願いしたいと、ご理解をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日12月2日午前10時から開きますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（「午後4時21分」散会）